

平成29年度版

環境報告書

「いちのせきの環境概要」

(平成28年度実績)



一 関 市

— 目 次 —

はじめに

一関市環境基本計画「基本方針」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

基本方針1 地球温暖化対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- 1 新エネルギービジョン・省エネルギービジョンの策定
- 2 資源・エネルギー循環型まちづくりビジョンの策定
- 3 住宅用新エネルギー・省エネルギー設備導入状況
- 4 公共施設等への新エネルギー・省エネルギー設備等導入状況
- 5 一関地球温暖化対策地域協議会の活動
- 6 公共交通機関の利用状況
- 7 一関市役所地球温暖化対策実行計画

基本方針2 水と緑豊かな自然環境との共生・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

- 1 水質の状況
- 2 大気の状態
- 3 騒音の状況
- 4 振動の状況
- 5 環境保全協定（公害防止協定）
- 6 環境に関する苦情の状況
- 7 放射線の状況
- 8 森林整備の状況
- 9 環境保全型農業の取り組み状況
- 10 「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定状況

基本方針3 資源が効果的に循環する地域社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

- 1 有価物集団回収の状況
- 2 生ごみ処理機購入補助の状況
- 3 廃棄物収集・処理の状況
- 4 使用済小型家電及び古着回収の状況
- 5 ごみ問題対策巡視員の取り組み
- 6 不法投棄の状況
- 7 農業用廃プラスチックの回収状況
- 8 ポイ捨て防止条例
- 9 エコショップいわて認定制度

基本方針4 住みつづけたい、訪れたい魅力ある環境づくり・・・39

- 1 景観形成に関する取り組み
- 2 公園緑地の整備状況

基本方針5 環境を考え、行動する人づくり、組織づくり・・・42

- 1 環境教育事業
- 2 小中学校での環境に関する取り組み
- 3 花いっぱい運動
- 4 一斉清掃等
- 5 アドプト（養子縁組）協定の締結

環境基本計画指標・・・48

資料・・・51

- 1 一関市の概要
- 2 公共用水域に係る環境基準
- 3 大気汚染に係る環境基準
- 4 騒音に係る環境基準
- 5 振動に係る環境基準
- 6 民間団体の水質保全活動
- 7 森林愛護団体の取り組み
- 8 市・民間団体の環境教育事業の取り組み
- 9 小中学校での環境に関する取り組み
- 10 一関市環境基本条例
- 11 一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例

はじめに

私たちの暮らしを取り巻く環境は、大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭、廃棄物処理などの身近なものから、資源の枯渇や温暖化などの地球規模のものまで、多くの課題を抱えております。

東日本大震災の発生をきっかけとして、あらためて太陽光発電などの再生可能エネルギーの重要性や省エネルギーの必要性が認識され、日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の抑制と、省エネルギー、省資源、自然環境への配慮に私たち一人ひとりが取り組み、持続可能な社会の実現のため行動していくことが一層求められております。

本市では昨年度、平成 29 年度を初年度とする向こう 10 年間の環境基本計画を策定いたしました。この計画は、これまでの環境施策に加え、本市が進めている資源・エネルギー循環型のまちづくりやバイオマス産業都市構想など、新たな取組を踏まえたものとしております。

また、本市が東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会に提案したことで始まった「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」により、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの金・銀・銅メダルをつくるため使用済小型家電からリサイクル金属を回収する取組が全国各地で展開されています。本市でもこのプロジェクトに多くの市民の皆さんからご協力をいただいているところでありますが、これを機に、廃棄物の排出抑制や資源化に向けた取組を一層推進してまいります。

この報告書は、一関市環境基本条例第 9 条の規定により、平成 28 年度に実施した施策や本市の取組の状況、数値目標の達成状況などを取りまとめ公表するものです。

本市の環境施策に対する関心をさらに高めていただき、本市の豊かな環境を未来に引き継ぐための一人ひとりの取組につなげていただきますようお願いいたします。

平成 30 年 3 月

一関市長 勝 部 修

一 関 市 環 境 基 本 計 画

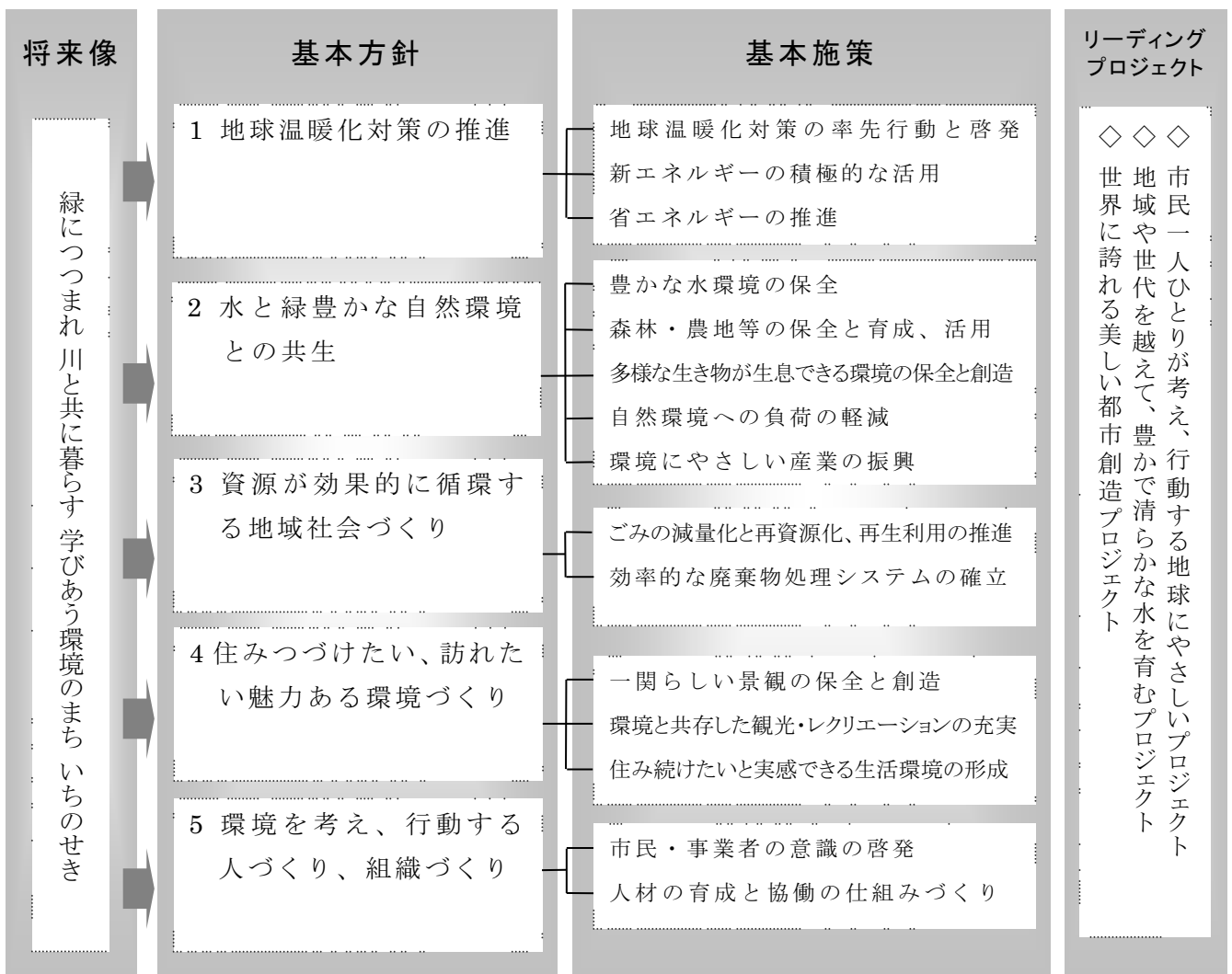
この基本計画は、一関市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定しているものです。

環境基本計画は、「緑につつまれ 川と共に暮らす 学びあう環境のまち いちのせき」を将来の環境像に掲げ、その実現のため、5つの基本方針を以下のように定めます。

ここで掲げた環境像は、豊かな自然環境と調和した未来のまちを作りあげていくうえでの目標となるもので、市民一人ひとりが主役となるための「学びあいの大切さ」、本市の環境保全活動の主要テーマとなっている「川との共生」、そして本市のあらゆる環境を包み込む「緑の山々」という3つの大切な視点が織り込まれています。

基本方針は、その実現を目指し、環境に関するまちづくりの方向性を示すものです。そして、その基本方針ごとに、具体的な施策の方向性を示す基本施策を対応させるとともに、先導的かつ重点的な取組みとして、5つの基本方針を横断する3つのリーディングプロジェクトを位置づけます。

計画期間は、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間です。



◇計画の推進について

計画の推進にあたっては、市は環境保全団体等の育成支援など、市民や事業者等が環境保全活動へ積極的に取り組めるよう努めます。

また、関係者が相互に連携しながら取り組みを進めるためには、情報共有と相互協力が必要となります。そのため、それぞれが情報公開に努めるとともに、交流の契機を創出できるよう、環境教育や意識啓発イベント等に重点を置いた取り組みを推進します。

■環境報告書の対象期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

■対象範囲

環境報告書は、「一関市環境基本計画」に基づき、対象範囲を次に示すとおりとします。

環境の要素	具 体 例
地球環境	地球温暖化、二酸化炭素、エネルギー
自然環境	緑、森林、里山、生態系、生息空間
都市・農村環境	公園緑地、景観、交通・防災、環境保全型農業、観光
水	水質、河川環境、地下水（湧水）、水源保護
大気	大気質、悪臭
音・振動	騒音、振動
廃棄物	資源リサイクル、廃棄物処理
歴史・文化	文化財、伝統芸能

基本方針 1 地球温暖化対策の推進

1 新エネルギービジョン・省エネルギービジョンの策定

地球温暖化防止のためには、再生可能で二酸化炭素の排出を抑えることができる新エネルギーの活用や、家庭・業務・運輸及び産業の各部門において、省エネルギーを推進する必要があります。

本市においても地球温暖化防止に向けた取り組みを推進するため、平成 21 年度に「新エネルギービジョン」、平成 22 年度に「省エネルギービジョン」を策定しました。

2 資源・エネルギー循環型まちづくりビジョンの策定

本市の豊かな環境を次世代に引き継ぐため、太陽光などの自然エネルギーとともに、市内で発生する一般廃棄物やバイオマスなどをエネルギー資源として有効活用していく必要があります。

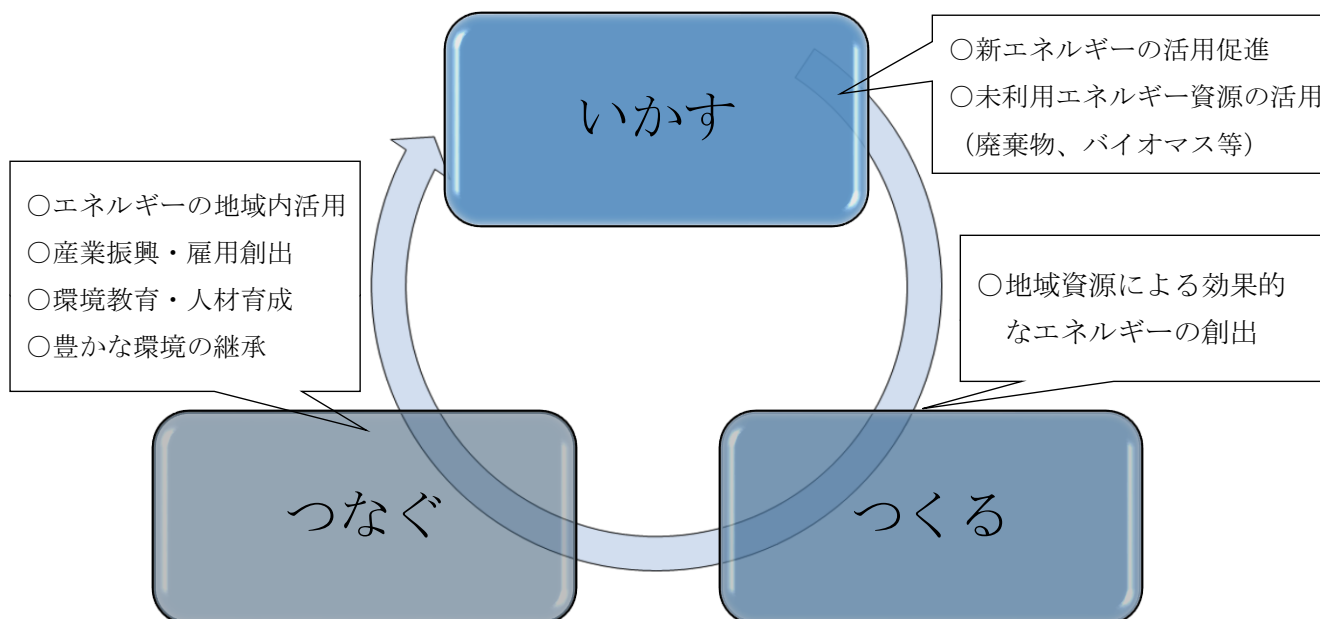
市は平成 27 年 10 月、地域内で資源やエネルギーが循環するまちづくりに向けた「資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」を策定しました。

ビジョンでは、エネルギー資源の実態把握や廃棄物の減量化、エネルギーを活用した施設のあり方などについての方向性を示しています。

◎資源・エネルギー循環型まちづくりの方向性

いかす・つくる・つなぐ

資源・エネルギー 好循環のまち いちのせき



3 住宅用新エネルギー・省エネルギー設備導入状況

「新エネルギービジョン」、「省エネルギービジョン」に基づき、平成 22 年度から住宅用太陽光発電システム導入促進費補助事業を実施しています。

また、平成 24、25 年度に、冬季のエネルギー消費量が大きい本市の地域特性を踏まえ、暖房や給湯に大きな効果を有する「高効率給湯器」等の導入推進を図るため補助対象を拡大して補助事業を実施しました。交付実績は次のとおりです。

(1) 住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金交付実績

年 度	補助額(千円)	件数	平均額 (千円)	合計出力(kW)	平均出力(kW)
平成 24 年度	11,362	118	96	570.2	4.8
平成 25 年度	11,538	117	99	578.7	4.9
平成 26 年度	10,633	105	101	533.2	5.1
平成 27 年度	5,570	60	93	356.7	5.9
平成 28 年度	5,193	55	94	344.6	6.3

資料：生活環境課

(2) 住宅用高効率給湯器等設置促進事業補助金交付実績

年 度	補助額(千円)	件数
平成 24 年度	5,880	145
平成 25 年度	12,485	347

資料：生活環境課

※平成 25 年度で補助終了

4 公共施設等への新エネルギー・省エネルギー設備等導入状況

主な公共施設等への新エネルギー・省エネルギー導入状況は以下のとおりです。

市内の小中学校や公共施設等では、文部科学省の「エコスクールパイロット・モデル事業」（平成 21 年まで）や「安心安全な学校づくり交付金事業」（平成 22 年～）、また環境省の「地域グリーンニューディール基金事業」（平成 21 年～）により、太陽光発電や太陽熱利用などの新エネルギー利用、省エネルギー設備の整備を行っています。

今後は、各ビジョンに基づき、公共施設への積極的な導入を進めます。

(1) 太陽光発電導入状況

(平成 17 年度以降)

導入年度	施設名称 (設置場所)	出力
平成 17 年度	岩手県立磐井・南光病院	80.0 kW
	花泉中学校	10.0 kW
平成 21 年度	道の駅かわさき (防犯灯、照明用)	0.6 kW+風力 1 kW
平成 22 年度	南小学校	19.5 kW
	涌津小学校	19.5 kW
	萩荘中学校	20.0 kW
平成 23 年度	川崎中学校	5.0 kW
平成 24 年度	大東小学校	10.0 kW
	曾慶保育園	5.0 kW
	一関北消防署	10.0 kW
平成 25 年度	千厩中学校	20.0 kW
	東山中学校	10.0 kW
	花泉図書館	10.0 kW
	一関図書館	120.0 kW
	一関あおば保育園	5.0 kW
平成 26 年度	山目小学校	20.0 kW
	磐井中学校	15.0 kW
	東山分署	5.0 kW
	一関保健センター	20.0 kW
	山目市民センター	5.0 kW
	永井市民センター	5.0 kW
	千厩市民センター	5.0 kW
	猿沢診療所	10.0 kW
	大東支所	10.0 kW
平成 27 年度	川崎支所	20.0 kW
	奥玉ふるさとセンター	5.1 kW
	室根診療所	10.2 kW
	東山保健センター	5.1 kW
	藤沢市民センター	5.1 kW

導入年度	施設名称（設置場所）	出力
平成 27 年度	サンアビリティーズ一関	5.0 kW
	涌津市民センター	5.0 kW
	大東コミュニティセンター	5.0 kW
	東山総合体育館	5.0 kW
	室根ふるさとセンター	5.0 kW
	一関南消防署藤沢分署	5.0 kW

資料：生活環境課、都市整備課

(2) 小水力発電施設導入状況

導入年度	施設名称（設置場所）	出力等
平成 22 年度	照井土地改良区 照井発電所	最大出力 50 kW
平成 27 年度	照井土地改良区 荻野発電所	最大出力 13.5 kW

資料：生活環境課

(3) 地中熱利用施設導入状況

導入年度	施設名称（設置場所）	出力等
平成 25 年度	花泉図書館	地下 100mまでチューブを埋設。管内の液体で地下水と熱交換し館内の冷暖房に使用
平成 26 年度	一関図書館	地下 1.5mにチューブを埋設し、熱交換した空気を館内に送風

資料：生活環境課

(4) 木質バイオマス施設導入状況

導入年度	施設名称（設置場所）	出力等
平成 17 年度	興田小学校	木質ペレットボイラ 50 万 kcal/年
平成 18 年度	特別養護老人ホーム 関生園	木質ペレットボイラ 10 万 kcal/年
平成 20 年度	(株)アマタケ大東工場	木質ペレットボイラ 580 kW
平成 22 年度	北上製紙(株)一関工場	チップボイラ、古紙かすを処理した RPF バイオマスボイラを導入
平成 23 年度	(株)オヤマ	チップボイラ 2 基 (510 kW× 2) 排熱ボイラ 1 基 (470 kW)
平成 24 年度	みちのくあじさい加工組合	薪ボイラを導入
平成 25 年度	一関藤の園	チップボイラ、薪ストーブを導入

資料：生活環境課

(5) 外灯等

導入年度	設置場所（設置内容）
平成 21 年度	市役所本庁舎（外灯：太陽光発電 168W× 4 基）
	大原小学校（外灯：太陽光発電 120W+風力発電 30W× 1 基） + 外灯 2 基
平成 22 年度	防犯灯（LED 灯交換：574 灯）
平成 23 年度	NPO まちかどケアセンター（外灯：太陽光 120W 1 基）
	一関市仮設住宅（外灯：LED 灯 10 基）
	街路灯（LED 灯交換：11 基）
	一関駅西口北駐車場照明灯（太陽光発電 LED 灯 2 基）
平成 24 年度	庁舎ほか照明灯（ハイブリットソーラー LED 外灯 20 基）
	花の小道整備事業（ソーラー街灯 3 基）
平成 24 年度	防犯灯（LED 灯交換：240 灯）
平成 25 年度	釣山公園駐車場照明灯（ソーラー外灯 4 基）
平成 26 年度	防犯灯（LED 灯交換：808 灯）
	市管理公園照明の LED 化(15 基)
	磐井中学校進入路等 LED 防犯灯設置（15 基）
平成 27 年度	防犯灯（LED 灯交換：844 灯）
平成 28 年度	防犯灯（LED 灯交換：873 灯）

資料：生活環境課

(6) 省エネルギー設備導入状況

導入年度	事業名称	導入場所及び内容
平成 21 年度	本庁舎エレベーター改修	本庁舎：インバータ制御化
	本庁舎照明改修	本庁舎：蛍光管交換
	本庁舎 1 階樹脂サッシ設置	本庁舎：1 階北側窓
	屋外用照明灯(公園灯)設置	巖美公園：公園灯 3 基（LED 内蔵 58.8W）
平成 23 年度	大東支所照明改修工事	潤い活力プラザ LED 灯交換
	本庁舎照明改修工事	省エネ蛍光管、LED 灯交換
	本庁舎変電設備改修工事	高圧変電トランスを省エネ型に交換
	本庁舎地下室冷却ポンプ等交換工事	高効率モーターに交換
	東山支所照明改修工事	東山支所庁舎：LED 灯に交換

導入年度	事業名称	導入場所及び内容
平成 24 年度	千厩支所照明改修工事	千厩支所庁舎：L E D 灯に交換
	花泉総合福祉センター	L E D 灯交換
	本庁舎非常用発電設備更新	放水式からラジエーター方式に交換
	本庁舎冷温水ポンプ交換	高効率モーターに交換
平成 25 年度	大東支所照明改修工事	活力潤いプラザ：L E D 灯に交換
	花泉支所照明改修工事	花泉支所庁舎：L E D 灯に交換
	本庁舎議場空気調和設備改修工事	高効率型設備に交換
	本庁舎高架水槽用揚水ポンプ更新工事	高効率モーターに更新
	千厩支所庁舎外部照明灯更新工事	L E D 型外灯設置
	千厩支所庁舎受変電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
平成 26 年度	なのはなプラザ照明改修工事	L E D 灯に交換
	金沢小学校照明改修工事	L E D 灯に交換
	空気調和設備改修工事	省エネ型空調設備に更新（西部・花泉学校給食センター、小梨公民館）
平成 27 年度	真湯温泉センターコテージ暖房機交換工事	高効率型設備に交換
	矢ノ目沢公園他照明改修工事	L E D 灯に交換（9公園）
平成 28 年度	花泉総合福祉センター受電設備改修工事	変圧器更新（トッランナー型）
	一関市総合体育館自動給水ポンプ交換工事	トッランナーモータを搭載した給水ユニットに更新
	石と賢治のミュージアム照明設備改修工事	L E D 灯に一部更新

資料：生活環境課、都市整備課

5 一関地球温暖化対策地域協議会の活動

健全で恵み豊かな地球環境の「保全と創造」を基本理念に、住民・事業者・行政が適切な役割を担い、自主的かつ積極的に継続して環境対策に取り組むことを目的として、平成 19 年 3 月に設立されました。平成 28 年度の主な活動内容は以下のとおりです。

○一関地球温暖化対策地域協議会

開催日	内 容	会場等
平成28年 5月15日	環境セミナー 講演：「パリ COP21以降の世界と日本、地域の温暖化対策」 講師：東北大学教授 明日香 壽川 氏 参加者 37人	一関文化センター小ホール
8月3日	一関市長へ施策提言書を提出	一関市役所
8月28日	いちのせき市民フェスタ 「木と太陽のある暮らし」に関するパネル展示とクイズ 来場者 50人	なのはなプラザ
11月14日	自然エネルギー等見学会 自然エネルギーを活用した施設を見学することにより、自然エネルギーへの理解を深めその普及を促進する 参加者 43人	宮城県登米市、南三陸町
平成29年 1月31日 ～ 3月4日	太陽熱温水器実態調査 太陽熱温水器の利用状況を知るため、市広報などでヒアリング協力家庭を公募し、聞き取りを行った 協力家庭 8世帯	
2月19日	協議会会員向け学習会 「低炭素なまちづくり」をテーマに事務局長による説明及び意見交換等を実施 参加者 10人	陣の里（滝沢字寺田下）
3月29日	一関図書館へ環境に関する図書を寄贈	
平成28年 9月15日 平成29年 3月15日	広報ecoの発行（年2回） 第21号 第22号 全世帯配付	
平成28年 8月24日 平成29年 1月30日	協議会会報「IEL会報」の発行（年2回） 第17号 第18号	

資料：生活環境課

6 公共交通機関の利用状況

自家用車の使用を控え、公共交通機関を利用することは、燃料の使用量削減による温室効果ガスの排出抑制とともに、きれいな大気（空気）を保全することにつながります。

市営バス等の利用者は、依然として年々減少傾向が続いています。

○市営バス等の利用状況

単位：人

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
市営バス	花泉	12,737	12,534	12,122	10,990
	大東	98,696	100,659	94,104	85,538
	千厩	32,082	28,774	25,649	25,044
	室根	6,857	6,453	6,603	5,336
	川崎	4,697	4,344	4,379	4,028
廃止路線 代替	大東	30,616	25,578	22,494	20,775
	東山				
	一関				
依頼運行 (なの花バス)	なの花	8,751	7,564	6,305	5,499
	萩荘線	7,643	10,164	10,046	11,207
計		202,079	196,070	181,702	168,417

資料：まちづくり推進課

7 一関市役所地球温暖化対策実行計画

市では、地球温暖化対策の推進に関する法律、一関市環境基本条例、環境基本計画に基づき、地球温暖化対策の取り組みを積極的に推進するため、平成 20 年 3 月「一関市役所地球温暖化対策実行計画」（以下、実行計画）を策定しました。

実行計画では、平成 24 年度までに、市の事務事業における温室効果ガス排出量を平成 18 年度比で 5%削減することを目標に掲げ削減に取り組みましたが、東日本大震災の影響に伴う電力会社の CO₂ 排出係数が 36.1%大きくなったことや藤沢町との合併の影響で、全体の CO₂ 排出は 42.8%増となりました。

その後、太陽光などの再生可能エネルギーによる発電の導入が進んだことに伴い、平成 27 年度は平成 24 年度比で電力会社の CO₂ 排出係数がおよそ 7%改善されて、排出量の削減に繋がったと考えられます。

今後、国の新たな削減目標を踏まえ、新たな実行計画を策定し、引き続き温室効果ガスの削減に向け職員が率先して電気・燃料使用量の削減、廃棄物排出量の削減など「エコアクション」を実践していきます。

(1) 一関市職員エコアクション

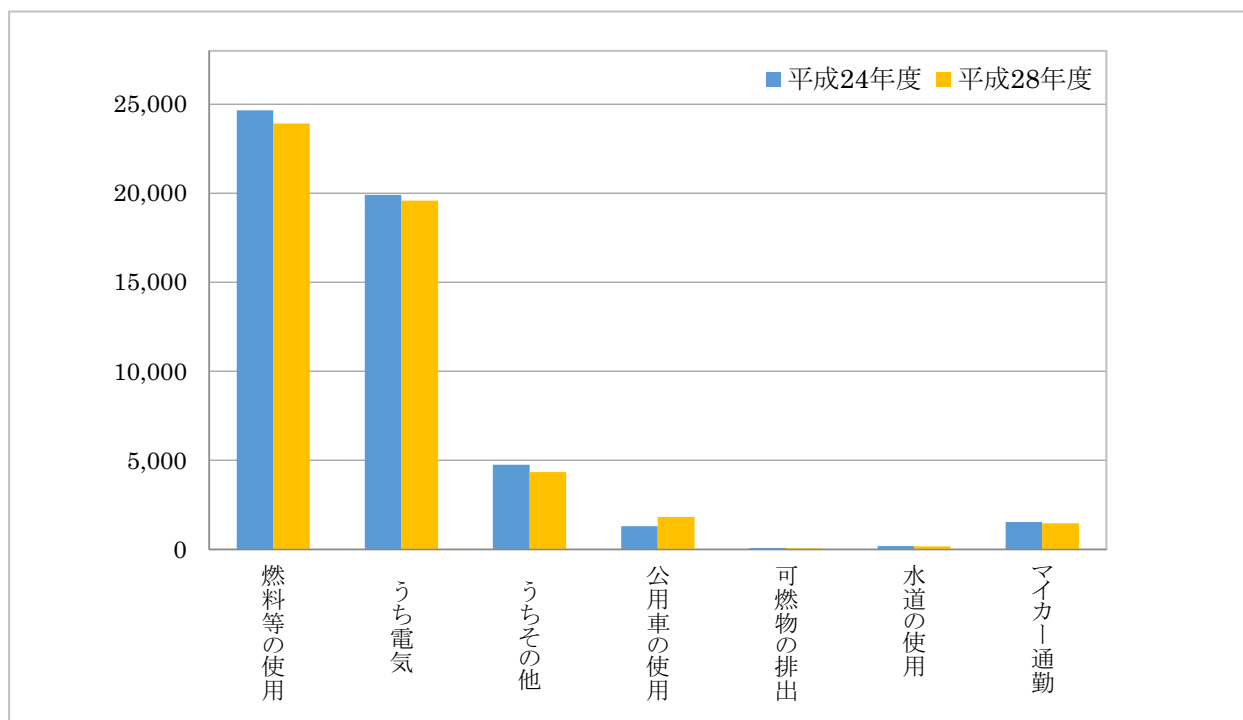
エコアクション 1	省エネルギーに努めます
エコアクション 2	適正な自動車の利用を行います
エコアクション 3	省資源、リサイクルを推進します
エコアクション 4	公共施設の整備、維持管理にあたっては、環境に配慮します
エコアクション 5	職員の意識を高め、環境配慮行動の実行体制を確立します
エコアクション 6	その他事務・事業に関する取り組みを行います

※エコアクション 6 のその他事務・事業：(1)グリーン購入の推進、(2)公共工事関連対策、(3)環境法規等調査の実施
(4)緊急事態への対応、(5)市民・事業者との協力、(6)委託事業者との協力 の 6 項目

(2) 平成 28 年度実績について

①事業別温室効果ガス排出量（二酸化炭素排出量）

単位：t-CO₂

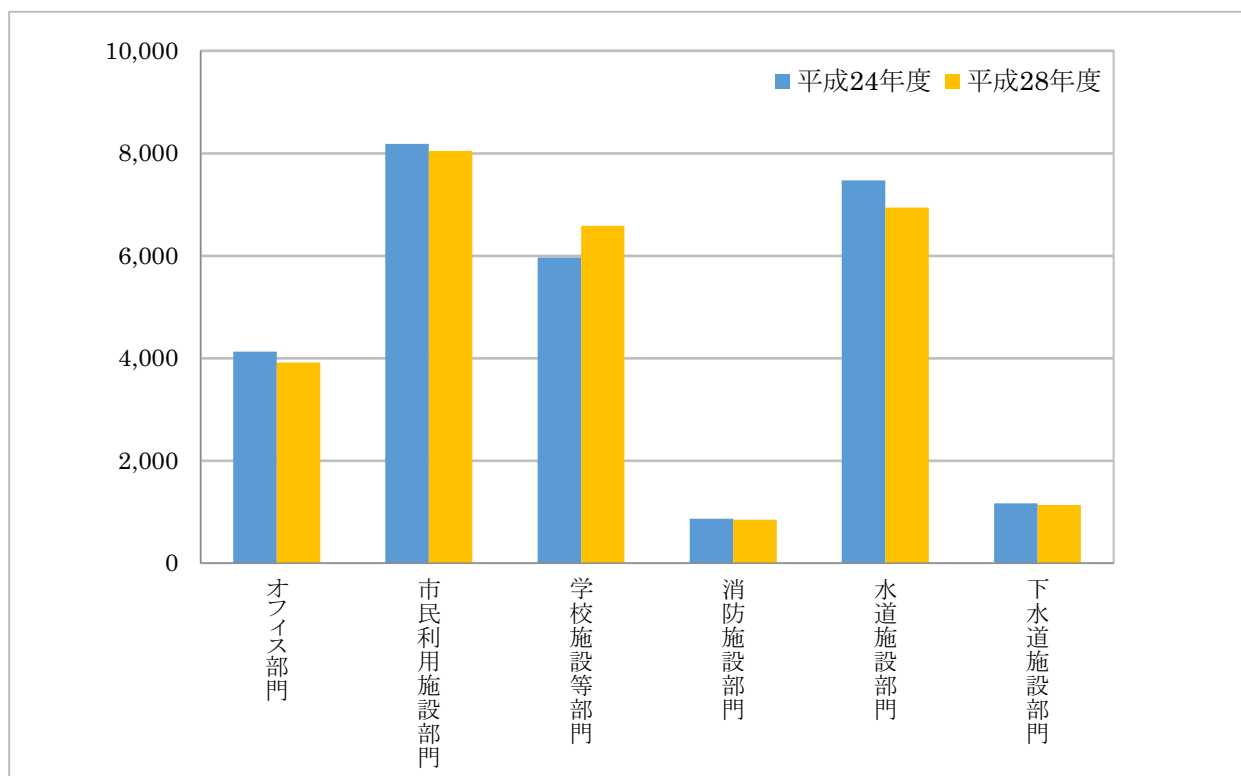


事業別	平成 24 年度 【職員数 1,472 人】		平成 28 年度 【職員数 1,413 人】		排出量 削減率 (H24- H28 比)
	排出量	職員 1 人 当たり 排出量	排出量	職員 1 人 当たり 排出量	
燃料等の使用	24,665	16.7	23,920	16.9	3.0%
うち電気の使用	19,906	13.5	19,581	13.9	1.6%
うちその他の燃料等の使用	4,758	3.2	4,340	3.1	8.8%
公用車の使用	1,307	0.9	1,833	1.3	-40.2%
可燃物の排出 (廃プラスチックの焼却)	82	0.06	67	0.05	19.0%
水道の使用	189	0.13	180	0.13	4.4%
マイカー通勤による 車の使用	1,539	1.04	1,471	1.04	4.4%
合 計	27,782	18.9	27,471	19.5	1.1%

- ・平成 28 年度実績は、27,471 t-CO₂ で、平成 24 年度と比較して 1.1%減少しました。
- ・燃料使用による排出量が 3.0%減少となっており、再生可能エネルギー（太陽光等）を使用した発電の増加による電力会社の CO₂ 排出係数が小さくなったこと及び暖房用の燃料消費が減少したことが大きな要因と考えられます。
- ・公用車の使用における排出量は、40.2%増加しました。対象範囲の精査による台数の増加及び燃費低下によるものと考えられます。

②部門別温室効果ガス排出量（二酸化炭素排出量）

単位：t-CO₂



部門別	平成 24 年度	平成 28 年度	削減率	備 考
オフィス部門	4,129	3,918	5.1%	本庁舎・支所等
市民利用施設部門	8,182	8,050	1.6%	保育園・市民センター等
学校施設等部門	5,965	6,583	-10.4%	幼稚園・小中学校等
消防施設部門	869	848	2.4%	消防署・屯所等
水道施設部門	7,470	6,938	7.1%	浄水場・ポンプ場等
下水道施設部門	1,167	1,134	2.8%	浄化センター等
合 計	27,782	27,471	1.1%	
【参考】一関地区広域行政組合施設等部門	21,531	20,709	3.8%	清掃センター等

- ・部門別にみると、学校施設部門が増加していますが、これは学校給食センターが稼働したことによるものと考えられます。
- ・オフィス部門の減少は、灯油、重油の使用量の減によるものと考えられます。
- ・水道施設部門の減少は、電力使用が横ばいで推移したことによるものと考えられます。

③温室効果ガス別排出量

温室効果ガスの種類	排出量	温暖化係数	二酸化炭素 換算排出量	割合
二酸化炭素 (CO ₂)	27,309 t-CO ₂	1	27,309 t-CO ₂	99.42%
メタン (CH ₄)	0.514 t-CH ₄	21	12.9 t-CO ₂	0.05%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	0.407 t-N ₂ O	310	121 t-CO ₂	0.44%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	0.019 t-HFC	1300	25 t-CO ₂	0.09%
合 計			27,468	100%

- ・温室効果ガス別の排出量をみると、二酸化炭素が99.42%を占めており、次いで一酸化二窒素0.44%、ハイドロフルオロカーボン0.09%、メタン0.05%となっています。

④使用量等実績

項 目		平成 24 年度	平成 28 年度	単位	備 考	
燃料の消費量	灯 油	1,027	896	kℓ	削減率 12.8%	
	重 油	682	620	kℓ	削減率 9.1%	
	L P G	54,128	60,752	m ³	削減率 -12.2%	
	都市ガス	21,983	41,224	m ³	削減率 -87.50%	
	電 気	33,496,720	35,739,530	kWh	削減率 -6.7%	
公用車使用	ガソリン	消費量	213	270	kℓ	H24：369台（燃費14.8km/ℓ）
		走行距離	3,145,011	3,629,674	km	H28：410台（燃費13.4km/ℓ）
	軽油	消費量	309	466	kℓ	H24：319台（燃費5.7km/ℓ）
		走行距離	1,773,138	2,288,762	km	H28：371台（燃費4.9km/ℓ）
可燃物の排出		29.40	23.82	t	削減率 19.0%（一関地域）	
水道の使用量		248,088	253,772	m ³	削減率 -2.3%	
通勤による車の使用 (車通勤職員の平均値)		475	466	ℓ/台	H24：1,309人（燃費13.8km/ℓ）	
		6,553	6,427	km/台	H28：1,166人（燃費13.8km/ℓ）	

- ・都市ガスが87.5%の増となっているのは、26年に一関図書館が開館したことによります。
- ・公用車の走行距離はガソリン車が484,663km、ディーゼル車が515,624km増加しています。いずれも燃費が低下しており、計画的な車両更新とエコドライブが求められます。

⑤今後の取組

- ・平成20年5月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下、改正省エネ法）により、市役所においても市長部局（水道事業含む）、教育委員会が特定事業者として指定を受けました。特定事業者となったことにより、平成24年度を基準年として5年間で5%（原単位）の削減を行うことを目標として取組を進めています。
- ・エコアクションの推進を継続するとともに、改正省エネ法への対応と合わせて、各部署及び公共施設における省エネルギー化を推進し、目標達成に向けて取組を進めます。

基本方針 2 水と緑豊かな自然環境との共生

1 水質の状況

(1) 河川等水質測定結果（BOD年平均值）【測定機関：国・岩手県・一関市】

本市を流れる河川や排水路等の測定地点及び結果は、以下のとおりです。

一関地域の五間堀、武士川で基準を超えています。これらの河川は、多くが住宅地を流れていることから、水質改善に向け、下水道課及び関係団体と連携して取り組みを進めます。

※環境基準は、資料編 57～62 ページ、民間団体の水質保全活動は資料編 71 ページを参照

単位：mg/L

河川名	地域区分	測定地点名	類型 (環境基準)	検査機関	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
北上川	一関	千歳橋	A	国交省	1.6	1.0	1.0	1.2
	川崎	北上大橋			1.7	1.2	1.0	1.3
	花泉	北上川橋			1.6	1.0	1.0	1.0
磐井川上流	一関	長者の滝橋	AA	岩手県	0.5	0.5	0.5	<0.5
		大久保橋		市	0.6	0.6	1.2	1.0
磐井川中流		上の橋	A	国交省	1.2	0.8	0.6	0.9
磐井川下流		狐禅寺橋	C	国交省	2.1	1.1	1.0	1.2
久保川		長倉	A	市	1.0	0.4	1.4	0.6
	赤子橋	岩手県		0.6	0.5	0.6	0.5	
	谷起島橋	市		1.1	0.7	1.0	1.5	
吸川	水門	—	岩手県	7.6	9.7	6.7	7.9	
	千刈田橋		市	1.6	2.1	1.3	2.7	
	旭橋			1.2	2.0	1.2	2.4	
	駅裏			16.0	8.5	5.3	5.6	
	青果市場前			19.0	6.8	5.1	7.0	
金流川	花泉	天神橋	A	岩手県	1.1	1.0	1.2	0.9
		川ノ口橋			1.8	2.6	1.6	1.2
有馬川		金流橋	A		1.1	0.9	1.0	0.7
磯田川		沼畑橋	—		1.1	1.3	1.1	1.8
		蒲沢	—		市	1.7	2.3	1.5

河川名	地域区分	測定地点名	類型 (環境基準)	検査機関	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
砂鉄川	大東	西口橋付近	A	市	0.6	0.9	0.7	1.2
		横屋橋付近			0.9	0.8	0.8	1.0
		舘下橋付近			0.7	0.8	0.8	0.6
		高橋橋			0.7	1.3	0.5	1.1
		流矢橋			0.8	1.1	0.7	1.4
	東山	生出橋	A	岩手県	0.6	0.5	0.5	0.6
		げいび溪下流		市	0.7	0.9	1.1	0.8
		西前橋			1.0	1.0	0.9	0.6
		十二木橋			0.9	0.9	0.8	1.0
		川崎	門崎橋	国交省	1.2	0.7	0.6	0.6
砂鉄橋			市	1.0	0.9	0.9	0.6	
猿沢川	大東	観福寺橋付近	A	市	0.8	0.8	0.7	0.9
	東山	磐井里橋		市	0.7	0.8	1.0	1.4
曾慶川	大東	雲南田橋	—	岩手県	1.3	0.6	0.9	1.7
		百目木橋付近		市	0.8	0.6	0.7	0.8
千厩川上流	千厩	久伝橋	A	岩手県	1.0	1.1	0.9	0.9
		宮田橋			0.9	0.7	0.8	0.8
		刈屋野		市	0.9	0.8	0.7	1.2
		西中沢			1.1	1.1	0.9	1.1
千厩川下流	川崎	梅田橋	C	市	8.2	5.8	5.5	3.3
		塞の神橋			3.2	2.6	2.7	2.4
		松形橋		岩手県	2.5	2.4	2.3	2.6
		水門			1.9	1.6	1.8	2.2
大川	室根	宮城県境	A	市	0.8	0.6	0.8	0.7
		本町橋			1.1	0.8	0.9	1.0
		岩田橋			2.0	0.5	1.4	1.0
津谷川		千代ヶ原橋	—	岩手県	<0.5	0.5	<0.5	0.5
		月見橋		市	0.9	0.9	0.7	1.2
黄海川	藤沢	樋口橋	A	岩手県	0.8	0.7	0.6	0.9
		学文路橋		市	0.6	0.7	1.0	1.2
		玉川地内			2.0	0.9	0.9	1.1

※ 類型基準のあてはめが無い河川等については、「国民の日常生活において不快を感じない限度」であるE類型：10mg/Lを適用している。

※ 太字は、環境基準を超えているもの。

(2) 河川等水質測定結果 (BOD年平均値) 【測定機関：一関市】

単位：mg/L

河川名	地域区分	測定地点名	平成28年度	河川名	地域区分	測定地点名	平成28年度
沢川	一関	駅裏	3.8	興田川	大東	日蔭橋付近	1.1
新山川		東北線交差	2.6			桜橋付近	0.8
五間掘		南豊隆地内	18.3			中林橋付近	1.0
神田排水路		吸川合流前	4.7			曾慶川合流点	1.0
滝沢川		町田橋	2.8			山口川・払川 川合流点	0.7
小猪岡川		大森橋	1.0			丑石橋付近	0.9
市野々川		落合橋	1.1			小黒滝付近	0.8
御嶽川		浄化センター	2.4			久子沢付近	0.9
栃倉川		栃倉	1.4			市道川	鈴昭製材所付近
五代川		石畑橋	3.2	当摩川	登瀬橋	0.9	
武士川		水門	8.4	大平川	千厩	上荒井	1.9
		放流口	12.0			東中沢	1.1
滑り川		合流点	5.9			金田川	中ノ沢
番台川		番台	2.2	南小梨川	西中沢	1.1	
笹谷川		上流	2.6	仏坂川	東山	山谷中ノ橋	0.6
		放流口	2.5	山谷川		中ノ屋敷橋	1.2
		下流	2.9	林川	川崎	荷蔵沢	4.0
照井・大井 堰		豊料	1.8	荷蔵沢		巻畑	1.2
		鶴巻	2.0	巻大沢川		布佐川河口	1.7
	三反田	2.9	石蔵川	風呂川		0.9	
	打ノ目	1.9	風呂川	加妻橋	1.4		
上油田川	花泉	柳沢	1.6	加妻川	加妻橋	1.4	
磯田川		蒲沢	1.7	御滝川	旧門崎小前	0.8	
刈生沢川		瀬脇橋	1.6	砂子田川	藤沢	銭塚地内	1.1
				新沼川		石合橋	1.9
				天ヶ沢川		八景下地内	1.6
				山谷川		市ノ沢橋	1.9
				相川(柳立川)		館ヶ森橋	1.2
			二股川	千松停留所前		0.8	

※ 類型基準のあてはめが無い河川等については、「国民の日常生活において不快を感じない限度」であるE類型：10mg/Lを適用している。

※ 太字は、環境基準を超えているもの。

(3) 事業所等排水の水質検査結果

市では、公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づく、特定施設を有する工場や事業所などの17事業所等の排水に対して、水質検査を実施しています。

排水基準の適合状況は以下のとおりです。

なお、不適合の事業所には、装置の点検、改修や水質検査の報告など改善に向けた指導を行っています。

○排水基準適合状況

項 目		調査数	排水基準適合数	適合率	
		A	B	B/A×100%	
生活環境に係る排水基準	水素イオン濃度	pH	20	20	100%
	生物化学的酸素要求量	BOD	19	18	95%
	化学的酸素要求量	COD	1	1	100%
	浮遊物質	SS	20	19	95%
	ノルマルヘキサン抽出物質	n-Hex	9	9	100%
	フェノール類含有量		1	1	100%
	銅含有量	Cu	3	3	100%
	亜鉛含有量	Zn	3	3	100%
	溶解性鉄含有量	Fe	4	4	100%
	溶解性マンガン含有量	Mn	1	1	100%
	クロム含有量	T-Cr	4	4	100%
	大腸菌群数		8	8	100%
	窒素含有量	T-N	4	4	100%
カドミウム	Cd	1	1	100%	
地下浸透水が有害物質を含む要件	シアン	CN	2	2	100%
	鉛	Pb	3	3	100%
	六価クロム		3	3	100%
	砒素	As	4	4	100%
	トリクロロエチレン類		1	1	100%
	ほう素	B	2	2	100%
	ふっ素	F	3	3	100%
アンモニア性窒素		1	1	100%	

資料：生活環境課

(4) 水生生物調査の実施

水生生物調査とは、川にすむ肉眼で見ることのできる大きさの様々な生物（指標生物）の生息状況を調べ、その結果から川の水質のきれいさや汚れ具合を知ろうとするものです。

水生生物を指標とした市内河川の水質状況は概ねきれいと評価されました。調査結果は「岩手県の河川水質マップ」に活用されています。

平成 28 年度は小学校（9 校）や各団体等（3 団体）において「水生生物による水質調査」が行われました。参加者は延べ 287 人でした。

○水生生物調査実施団体

地域	団体名	調査河川名	調査結果 (水質階級)	参加者数 (延べ)
一関	弥栄小学校	北ノ沢川	I	4
	滝沢小学校	滝沢川	I	30
花泉	花泉小学校	金流川	I	23
	NPO 法人 里山自然学校はずみの里	金流川	II	16
大東	大原小学校	砂鉄川	I	23
	大東小学校	砂鉄川	II	37
	猿沢小学校	猿沢川	I	14
	興田小学校	興田川	II	25
	砂鉄川漁協興田支部	興田川	I	45
室根	室根東小学校	大川	I	24
	室根西小学校	津谷川	I	21
	室根町第 19 区自治会	津谷川	II	25

資料：岩手県

○指標生物と水質階級

水質階級	I きれいな水	II ややきれいな水	III きたない水	IV とてもきたない水
指標生物	カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類、ナガレトビケラ類、ヤマトビケラ類、アミカ類、ヨコエビ類、ヘビトンボ、ブユ類、サワガニ、ナミウズムシ	コガタシマトビケラ類、オオシマトビケラ、ヒラタドロムシ類、ゲンジボタル、コオニヤンマ、カワニナ類、	ミズカマキリ、ミズムシ、タニシ類、シマイシビル	アメリカザリガニ、エラミミズ、サカマキガイ、ユスリカ類、チョウバエ類

(5) 公共施設等での雨水利用状況

公共施設においては、一関図書館、萩荘小学校、興田小学校、一関東中学校、大東中学校で水洗トイレ用水として、川崎運動広場ではグラウンド散水用水として雨水を利用しています。

(6) 上水道の状況

水道は日常の生活に欠かすことのできない重要なライフラインの一つであることから、安全で良質な水を安定して供給することができるよう、水道水源保護条例に基づき水源の維持保全を図るとともに、水質管理の徹底、浄水施設の整備を進めます。

平成28年度末における本市の水道普及率(上水+簡水、行政人口に対する給水人口割合)は、88.4%となっており、長期的な財政状況を勘案しながら水道未普及地域の解消に努めます。

(7) 汚水処理施設の整備状況

家庭から出る生活排水などによる水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備を進め、農業集落排水やコミュニティプラントの維持管理を行っています。また、下水道事業計画区域外にある個人住宅へは、新たに238基の浄化槽が設置されました。

平成28年度末における市全体の汚水処理人口普及率(行政人口に対する処理が可能な人口の割合)は、前年に比べ1.5%増加の63.1%、水洗化率(処理が可能な人口に対する水洗化人口の割合)は、1.1%増加の85.9%となっています。

平成28年度末における各地域の汚水処理施設の整備状況は次ページのとおりです。

○一関市汚水処理施設整備状況（平成28年度末）

地域名		一関地域	花泉地域	大東地域	千厩地域	東山地域	室根地域	川崎地域	藤沢地域	市全体	
H28年度末行政人口		57,679	13,342	13,987	11,207	6,797	5,127	3,742	8,147	120,028人	
公共下水道	事業名	磐井川流域関連一関公共下水道	特定環境保全公共下水道花泉処理区	特定環境保全公共下水道楢沢処理区	特定環境保全公共下水道大原処理区	単独公共下水道千厩処理区	単独公共下水道	特定環境保全公共下水道川崎処理区			
	計画面積	1,819ha	157ha	91ha	67ha	241ha	288ha	55ha		2,718ha	
	計画人口	47,370人	4,100人	2,000人	1,900人	5,200人	3,600人	900人		65,070人	
	計画目標年度	H32(2020)	H32(2020)	H32(2020)	H32(2020)	H32(2020)	H32(2020)	H32(2020)	H32(2020)		
	着手年度	S56(1981)	H3(1991)	H6(1994)	H13(2001)	H13(2001)	H6(1994)		H11(1999)		
	処理場名	一関浄化センター(岩手県)	花泉クリーンセンター	楢沢浄化センター	大原浄化センター	千厩浄化センター	東山浄化センター		川崎浄化センター		
	供用開始年度	H2(1990)	H7(1995)	H13(2001)	H17(2005)	H23(2011)	H13(2001)		H18(2006)		
	既認可面積	1,298.9ha	157ha	91.0ha	65.9ha	83.7ha	268.4ha		55.0ha		2,019.9ha
	既認可期間	H29	H29	H32	H32	H30	H27		H32(2020)		
	整備面積	1,001.4ha	142.7ha	91.0ha	63.7ha	63.8ha	260.0ha		55.0ha		1,677.6ha
	処理面積	1,001.4ha	142.7ha	91.0ha	63.7ha	61.9ha	260.0ha		55.0ha		1,675.7ha
	処理人口	32,012人	3,725人	2,100人	1,531人	1,447人	4,097人		789人		45,701人
	地区合計	32,012人	3,725人		3,631人	1,447人	4,097人		789人		45,701人
	普及率 (処理人口/行政人口)	55.5%	27.9%	26.0%	26.0%	12.9%	60.3%		21.1%		38.1%
水洗化人口	26,136人	2,753人	1,625人	1,058人	424人	3,321人		528人		35,845人	
地区合計	26,136人	2,753人		2,683人	424人	3,321人		528人		35,845人	
水洗化率 (水洗化人口/処理人口)	81.6%	73.9%	73.9%	73.9%	29.3%	81.1%		66.9%		78.4%	
整備率 (整備面積/計画面積)	55.1%	90.9%		98.0%	26.5%	90.3%		100.0%		61.7%	
農業集落排水	地区名	黒沢地区(公共)	西黒沢地区	原前処理区	白崖処理区	日形処理区	興田地区	楢沢地区		七日町地区	二日町地区
	計画面積	0ha	19ha	27ha	25ha	36ha	27ha	21ha		10ha	21ha
	計画人口	0人	830人	1,020人	1,160人	700人	1,350人	1,040人		410人	710人
	処理場名	黒沢地区農業集落排水施設	西黒沢地区農業集落排水施設	原前クリーンセンター	白崖クリーンセンター	日形クリーンセンター	興田浄化センター	楢沢浄化センター		七日町地区農業集落排水施設	二日町地区農業集落排水施設
	供用開始年度	H9	H14	H11	H6	H8	H13	H17		H11	H19
	処理人口		671人	553人	487人	354人	637人	646人		248人	404人
	地域合計		671人		1,394人		1,283人			652人	400人
	普及率 (処理人口/行政人口)		1.2%		10.4%		9.2%			8.0%	3.3%
	水洗化人口		人	400人	395人	278人	485人	502人		215人	307人
	地域合計		571人		1,073人		987人			522人	3,153人
	水洗化率 (水洗化人口/処理人口)		85.1%		77.0%		76.9%			80.1%	78.8%
	事業名	個人設置型	個人設置型	個人設置型	個人設置型	個人設置型	市設置型	個人設置型	個人設置型	市設置型	個人設置型
	処理人口	8,302人	3,263人	2,728人	3,432人	3,378人	1,043人	310人	1,997人	848人	409人
	地区合計	8,302人	3,263人		3,432人	3,378人	1,353人	310人	1,997人	1,257人	2,938人
普及率 (処理人口/行政人口)	14.4%	24.5%	19.5%	5.0%	30.1%	15.3%	4.6%	39.0%	22.7%	10.9%	
水洗化人口	8,302人	3,263人	2,728人	704人	3,378人	1,043人	310人	1,997人	848人	409人	
地区合計	8,302人	3,263人		3,432人	3,378人	1,353人	310人	1,997人	1,257人	2,938人	
処理人口										154人	
普及率 (処理人口/行政人口)										1.4%	
水洗化人口										154人	
地区合計										154人	
合計	事業名	個人設置型	個人設置型	市設置型	個人設置型	個人設置型	市設置型	個人設置型	個人設置型	市設置型	個人設置型
	処理人口	40,985人	8,382人	8,346人	4,979人	5,450人	1,997人	2,046人	3,590人	75,775人	
	普及率 (処理人口/行政人口)	71.1%	62.8%	59.7%	44.4%	80.2%	39.0%	54.7%	44.1%	63.1%	
	水洗化人口A (公共・農業の供用区域内の浄化槽人口を除く)	35,009人	7,089人	7,102人	3,956人	4,674人	1,997人	1,785人	3,460人	65,072人	
	水洗化率 (水洗化人口/処理人口)	85.4%	84.6%	85.1%	79.5%	85.8%	100.0%	87.2%	96.4%	85.9%	
	公共・農業の供用区域内の浄化槽人口	1,476人	129人	33人	204人	134人		40人		2,016人	
	水洗化人口合計C (A+B)	36,485人	7,218人	7,135人	4,160人	4,808人	1,997人	1,825人	3,460人	67,104人	
水洗化人口割合 (水洗化人口合計/行政人口)	63.3%	54.1%	51.1%	37.1%	70.7%	39.0%	48.8%	42.5%	55.9%		
参考	単独処理浄化槽 汲み取り人口	492人	27人	36人	150人	21人	14人	2人	37人	779人	
		20,702人	6,097人	6,800人	6,897人	1,968人	3,116人	1,915人	4,650人	52,145人	
注: ※ 公共下水道及び農業集落排水の「処理人口」は、水洗化の有無に関わらず、現在、水洗化することが可能な人口である。 ※ 「水洗化人口合計C」は、公共下水道及び農業集落排水の供用開始区域内の浄化槽人口を含む。 ※ 「水洗化人口割合」は、県への報告数値とあわせて。 ※ 「浄化槽」は、し尿のみを処理するいわゆる「単独処理浄化槽(みなし浄化槽)」は、含んでいない。											

資料：下水道課

2-1 大気の状態【測定機関：岩手県】

一般環境大気については、昭和56年より竹山町地内一関地区合同庁舎内に、自動車排出ガスについては、平成7年より山目字三反田地内一関土木センター格納庫内に、それぞれ岩手県が測定局を設置し常時監視を行っています。

平成28年度の各項目の年平均値は、ほぼ横ばいで推移しており、概ね良好な大気環境が維持されています。

光化学オキシダントが環境基準を超過しましたが、人の健康被害を防止するための注意報・注意喚起の発令には至っておりません。基準超過の要因としては、自然的要因のほか、アジア大陸からの汚染物質の流入が原因と推定されます。なお、全国平均と比較すると低い数値となっています。

市内に設置してある測定局の測定結果は、以下のとおりです。

※環境基準は、資料編63ページを参照

(1) 一般環境大気測定結果（竹山町）

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	環境基準 達成状況	県内測定局 平均(H28)	全国平均 (H27)
二酸化硫黄 (SO ₂) [ppm]	0.001	0.001	0.001	○	0.001	0.002
浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m ³]	0.017	0.015	0.014	○	0.013	0.020
光化学オキシダント (OX) [ppm]	0.031	0.031	0.029	×	0.031	0.047
微小粒子状物質 (PM _{2.5}) [μg/m ³]	12.3	11.4	9.6	○	10.3	14.7

(2) 自動車排出ガス測定結果（山目字三反田）

区 分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	環境基準 達成状況	県内測定局 平均(H28)	全国平均 (H27)
二酸化窒素 (NO ₂) [ppm]	0.015	0.014	0.013	○	0.012	0.019
浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m ³]	0.015	0.013	0.010	○	0.012	0.021
微小粒子状物質 (PM _{2.5}) [μg/m ³]	13.7	11.9	10.9	○	12.3	15.5

(3) 有害大気汚染物質測定結果（山目字三反田）

単位：μg/m³

物 質 名	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	環境基準 達成状況	県内測定局平 均(H28)	全国平均 (H27)
ベンゼン	0.98	0.94	0.74	○	0.52	1.0
トリクロロエチレン	0.064	0.046	0.040	○	0.030	0.51
テトラクロロエチレン	0.032	0.028	0.031	○	0.020	0.15
ジクロロメタン	0.68	0.52	0.75	○	1.8	1.5

(4) ダイオキシン類測定結果（山目字三反田）

単位：pg-TEQ/m³

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	環境基準 達成状況	県内測定局 平均(H28)※	全国平均 (H27)
測定値	0.0065	0.0080	0.0061	○	0.0070	0.021

※一般環境及び沿道の平均

2-2 大気の状態【測定機関：一関市】

(1) 降下ばいじん測定結果

降下ばいじんとは、大気中に排出されたばいじん（燃料その他の物の燃焼または熱源として電気の使用に伴い発生するススや固体粒子）や風により地表から舞い上がった粉じん（物の破壊、選別等の機械的処理又は鉱石や土砂の堆積に伴い発生し、又は飛散する物質）などのうち、比較的粒径が大きく重いために大気中で浮かんでいられずに落下（降下）するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するものをいいます。

市では、降下ばいじん量の多い、東山地域の滝ノ沢、野平地区の2か所で降下ばいじん測定を実施し、大気の監視を行っています。

○降下ばいじん測定結果（デポジットゲージ回収方式）

単位：t/k m²・30日

調査箇所	4月		6月		8月		10月		12月		2月	
	ばいじん	pH	ばいじん	pH	ばいじん	pH	ばいじん	pH	ばいじん	pH	ばいじん	pH
滝ノ沢	4.0	6.3	4.0	6.3	2.1	6.1	3.7	6.8	3.6	6.8	2.7	6.3
野平	4.6	7.0	3.2	6.6	3.0	6.2	3.3	6.7	3.2	7.1	2.6	7.1

※降下ばいじんについては環境基準が設定されていませんが、汚染の目安（t/k m²・30日）は以下のとおりとなっています。（※t/k m²・30日とは、1k m²に30日間に降下したばいじんの量を表す。）
 10未満：軽度、10以上～20未満：中程度、20以上～30未満：やや高度、30以上：高度
 参考：岩手県が平成14年度に北上市内で測定した降下ばいじんの測定値は5.1（t/k m²・30日）でした。（平成14年度で測定終了）

(2) 酸性雪調査結果

石炭・石油（化石燃料）の燃焼などにより、硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中に漂い、それが雨に取り込まれ、あるいは粒子のまま地上に降ってくると酸性度の強い雨となることがあります。これを酸性雨（pH「水素イオン濃度」5.6以下）といいます。欧米では酸性雨の影響による土壌の酸性化などによって樹木が衰退し、湖沼や河川が酸性化することによって魚類が減少するなどの被害もみられます。このように酸性雨は生態系に対して重大な影響を及ぼすほか、文化遺産や建築物にも被害をもたらしています。

平成28年度も酸性雨の実態を把握するため、市役所駐車場において酸性雪による実態調査を行いました。調査結果は以下のとおりで、酸性傾向を示しています。

年度	調査期間	貯水量合計 (ml)	pH加重平均	導電率加重平均 (μ S/cm)	
平成26年度	1/19～2/16	3,089	5.38	37.7	
平成27年度	1/18～2/15	4,287	5.03	18.8	
平成28年度	1/23～2/20	2,880	4.90	30.8	
	第1期	1/23～1/29	300	5.90	59.5
	第2期	1/30～2/5	1,550	4.70	28.7
	第3期	2/6～2/12	950	5.30	17.4
第4期	2/13～2/20	80	5.80	125.0	
盛岡市(平成28年度)	1/23～2/20	7,160	5.22	24.3	
仙台市(平成28年度)	1/23～2/20	1,575	7.02	62.9	

3 騒音の状況

(1) 環境騒音

市では、騒音規制法に基づく規制地域（都市計画区域）等の環境騒音を測定しています。平成 28 年度の環境騒音の測定結果では、すべての地点で環境基準に適合しています。（規制地域以外は A 類型の基準を準用）※平成 26 年度から調査地点を変更 単位：dB

No.	地域	測定地点	類型	環境基準		平成 27 年度		平成 28 年度	
				昼	夜	昼	夜	昼	夜
1	一関	旭町地内(大安寺橋付近)	C	65	60	59.6	53.1	64.7	52.3
2		大手町地内(文化センター)	C	65	60	56.0	52.0	59.9	55.4
3		大町地内(なのはなプラザ駐車場)	C	65	60	45.4	45.7	53.5	44.1
4		関が丘地内(関が丘中央公園)	A	55	45	38.9	35.5	46.1	32.4
5		竹山町地内(市役所)	C	65	60	60.0	52.1	64.0	54.2
6		末広二丁目地内(幸町児童公園)	B	55	45	47.8	38.5	48.8	37.5
7		山目字才天地内	A	55	45	49.9	39.8	46.5	39.8
8		山目町 2 丁目地内(中里市民センター)	特例	70	65	63.5	56.0	68.4	61.8
9		前堀地内(前堀浄水場)	特例	70	65	62.8	58.7	69.0	59.9
10		三関字桜町地内(サン・アビリティーズ)	B	65	60	62.3	57.4	61.4	57.2
11		萩荘字高梨北方地内	A	60	55	58.7	39.7	58.8	42.5
12	花泉	涌津字一ノ町地内(花泉支所)	—	(55)	(45)	49.2	34.8	47.8	34.5
13	大東	大原字川内地内(大東支所)	—	(55)	(45)	48.3	43.2	48.3	31.5
14	千厩	千厩字北方地内(千厩支所)	B	55	45	52.8	34.4	53.9	30.3
15		千厩字町裏地内(農村労働福祉センター)	B	65	60	56.1	51.9	54.5	49.6
16	東山	長坂字西本町地内(東山支所)	B	55	45	47.1	39.2	53.9	33.3
17		長坂字町地内(東山大橋付近)	特例	70	65	67.3	61.7	68.3	63.4
18	室根	折壁字八幡沖地内(室根支所)	—	(55)	(45)	48.8	34.7	50.9	32.5
19	川崎	薄衣字諏訪前地内(川崎支所)	—	(55)	(45)	46.9	40.5	49.2	39.0
20	藤沢	藤沢字町裏地内(藤沢支所)	—	(55)	(45)	49.8	38.7	58.0	41.2

※太字は、環境基準を超えているもの。

※A 類型：専ら住居の用に供される地域 B 類型：主として住居の用に供される地域

C 類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

特 例：幹線交通を担う道路に近接する空間

②環境基準適合状況

区分	平成 27 年度				平成 28 年度			
	測定地点数	全 日	昼 間	夜 間	測定地点数	全 日	昼 間	夜 間
A 類型	昼間 8	8	8	8	昼間 8	8	8	8
	夜間 8	100%	100%	100%	夜間 8	100%	100%	100%
B 類型	昼間 5	5	5	5	昼間 5	5	5	5
	夜間 5	100%	100%	100%	夜間 5	100%	100%	100%
C 類型	昼間 4	4	4	4	昼間 4	4	4	4
	夜間 4	100%	100%	100%	夜間 4	100%	100%	100%
特 例	昼間 3	3	3	3	昼間 3	3	3	3
	夜間 3	100%	100%	100%	夜間 3	100%	100%	100%

(2) 自動車騒音常時監視に係る評価

環境省が示した「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」に基づき、市内の道路を 5 カ年計画で監視しています。

平成 28 年度は、16 区間において騒音測定及び評価を実施し、周辺住宅へ与える影響について評価を行った結果、99.7%が昼間・夜間とも基準を満たしている状況でした。

なお、評価結果は、道路管理者への騒音対策要望活動の基本資料として活用します。

○自動車騒音常時監視評価結果

路 線 名	評価区間の始点	評価区間の終点	延長 (km)	評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
東北自動車道	萩荘	赤萩	2.1	96	96	0	0	0
東北自動車道	赤萩	赤萩	0.3	38	38	0	0	0
一般国道 4 号	萩荘	山目	0.7	73	73	0	0	0
一般国道 4 号	山目	山目	1.1	81	78	1	0	2
一般国道 4 号	山目	山目	0.1	5	4	1	0	0
一般国道 284 号	字機織山	新大町	1.0	84	84	0	0	0
一般国道 284 号	新大町	幸町 3	1.7	411	411	0	0	0
一般国道 342 号	赤萩	山目	2.8	113	113	0	0	0
一般国道 342 号	山目	山目	0.3	59	59	0	0	0
一般国道 342 号	宮坂町 1	南町 4	1.0	260	260	0	0	0
一般国道 456 号	千厩町千厩	千厩町千厩	1.8	288	288	0	0	0
一般国道 456 号	千厩町千厩	千厩町千厩	0.7	53	53	0	0	0

路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	延長(km)	評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
主要地方道一関北上線	山目	中央町2丁目3	0.9	101	101	0	0	0
主要地方道一関北上線	中央町2丁目5	山目町2丁目14	1.4	368	366	0	1	1
主要地方道一関大東線	中央町2丁目5	狐禅寺	2.4	213	212	0	1	0
一般県道東山薄衣線	東山町松川	東山町松川	1.0	26	26	0	0	0
合計			19.3	2,269	2,262	2	2	3
					99.7%	0.1%	0.1%	0.1%

(3) 高速交通対策の状況

高速道路（東北縦貫自動車道）の騒音は、防音壁の設置等により環境基準を大きく超過することはなくなりました。

新幹線走行に係る騒音は、環境基準を超過している測定地点がありました。

市では、この結果に基づき、岩手県高速交通公害対策連絡協議会を通じ、東日本高速道路株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社に対し対策を求めています。

① 高速道騒音測定結果

No.	調査地点	地域の類型	等価騒音レベル dB(A)		要請限度 dB(A)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
1	赤荻字松ノ木地内 高速東側	特例	56	50	75	70
2	赤荻字松ノ木地内 高速西側	(特例)	63	61	—	—
3	赤荻字上谷地地内 高速東側	A	54	49	70	65
4	赤荻字松ノ木地内 高速西側	(特例)	57	54	—	—
5	赤荻字口袋地内 高速西側	(B)	53	49	—	—
6	萩荘字境ノ神地内 高速西側	(特例)	56	51	—	—
7	萩荘字西田地内 高速東側	(B)	56	51	—	—
8	赤荻字宮田地内 高速西側	(特例)	56	53	—	—
9	赤荻字月町地内 高速東側	特例	58	55	75	70
10	赤荻字月町地内 高速西側	特例	61	56	75	70

※用途未指定地域については、参考として、近接空間は「特例」、非近接空間には「B類型」をあてはめた。

② 新幹線騒音測定地点

No.	測定地点	軌道中心からの距離	キロ程	構造	用途地域	環境基準
1	一関中学校西側	上り 25.0m	404.4 k	盛土	未指定	II

2	南十軒街	下り 25.0m	406.9 k	高架橋	住居地域	I
3	一関トンネル南	下り 25.0m	412.1 k	高架橋	未指定	II

新幹線騒音測定結果

一関中学校西側

単位：dB

年度	騒音レベル	環境基準	速度	適否
平成 26 年度	73	75 以下	198km/h	○
平成 27 年度	78	75 以下	314km/h	×
平成 28 年度	77	75 以下	314km/h	×

南十軒街（※平成 26 年度から調査地点を変更）

単位：dB

年度	騒音レベル	環境基準	速度	適否
平成 26 年度	60	70 以下	131km/h	○
平成 27 年度	70	70 以下	305km/h	○
平成 28 年度	69	70 以下	316km/h	○

一関トンネル南口

単位：dB

年度	騒音レベル	環境基準	速度	適否
平成 26 年度	76	75 以下	266km/h	×
平成 27 年度	77	75 以下	319km/h	×
平成 28 年度	76	75 以下	266km/h	×

4 振動の状況

市では、振動規制法に基づく規制地域（都市計画区域）内の道路交通振動を測定しています。平成 28 年度に実施した道路交通振動の測定結果は、すべての地点で要請基準を下回っています。 ※環境基準は、資料編 69～70 ページを参照

(1) 道路交通振動測定地点

No.	地域	測定地点	路線種	区域の区分
1	一関	市役所前	市道	第 2 種地域
2		両磐酒造前	市道	第 1 種地域
3		高梨交差点	一般国道	第 1 種地域
4		大槻交差点	一般国道	第 2 種地域
5		中里公民館前	地方道	第 2 種地域
6		釣山下	市道	第 1 種地域
7		三関・小沢	市道	第 1 種地域
8	千厩	JA いわて平泉千厩支店	一般国道	第 2 種地域
9	東山	東山大橋	主要地方道	第 1 種地域

(2) 道路交通振動測定結果

①市役所前

単位：dB

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	要請基準
昼間	23.2	23.8	23.6	24.1	70
夜間	20.4	21.6	20.0	23.9	65

②両磐酒造前

単位：dB

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	要請基準
昼間	38.8	42.4	45.0	39.2	65
夜間	31.0	29.6	29.4	15.1	60

③高梨交差点

単位：dB

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	要請基準
昼間	46.6	45.0	49.4	49.1	65
夜間	40.6	38.8	46.4	38.6	60

④大槻交差点

単位：dB

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	要請基準
昼間	56.2	56.0	54.2	56.1	70
夜間	56.0	54.0	49.4	47.2	65

⑤中里市民センター前

単位：dB

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	要請基準
昼間	48.2	40.0	46.8	46.6	70
夜間	36.4	39.0	29.2	35.7	65

⑥釣山下

単位：dB

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	要請基準
昼間	45.6	20.0	47.4	44.0	65
夜間	36.4	37.6	26.9	38.2	60

⑦三関・小沢

単位：dB

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	要請基準
昼間	31.8	36.4	34.8	37.2	65
夜間	29.6	33.6	24.8	33.5	60

⑧JA いわて平泉千厩支店

単位：dB

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	要請基準
昼間	44.0	41.6	35.6	44.0	70
夜間	31.6	30.0	21.6	29.9	65

⑨東山大橋

単位：dB

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	要請基準
昼間	42.8	38.0	39.8	40.6	65
夜間	26.8	34.0	24.2	29.2	60

資料：生活環境課

5 環境保全協定（公害防止協定）

市では、市内で事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴って生じる環境汚染などを未然に防止するために事業者が取るべき措置について、市と事業者相互の合意により取り決め、「環境保全協定（公害防止協定）」を締結しています。

従来の「公害防止協定」は、公害の未然防止を主な目的としていましたが、現在では、地球環境の保全に向けて事業所が社会的・地域的役割を積極的に果たすといった内容も取り入れられ、「環境保全協定」として締結されています。

平成 28 年度末では 166 件の協定が締結されていますが、安全安心なまちづくりを環境面から支える取り組みとして、各事業所の理解と協力を得ながら締結を進めます。

6 環境に関する苦情の状況

市には環境に関する様々な苦情が寄せられており、平成 28 年度は 162 件の苦情を取り扱いました。

不法投棄に関する苦情が最も多く、啓発活動やごみ問題対策巡視員、警察などと連携しながら取り組みを進める必要があります。その他には、畜産業などに起因する悪臭や事業所などからの騒音に関する苦情が見られます。

また、寄せられた苦情には近隣トラブルなどに起因するものも多く見られ、地域のコミュニティの希薄化が一因と考えられます。内訳は以下のとおりです。

区 分	主な内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
大 気 汚 染	一般家庭による廃棄物焼却や野外焼却、事業所による廃棄物の焼却	6	10	15
水 質 汚 濁	水の汚れ・着色、家庭用灯油タンクや交通事故等に伴う油漏れ	19	11	13
騒 音	住宅や事業活動に伴って発生する騒音	12	9	16
振 動	事業活動、交通機関の運行等に伴って発生する振動	1	0	0
悪 臭	工場や農業等の事業活動に伴って発生する悪臭	23	19	23
不 法 投 棄	廃棄物の投棄	126	95	95
そ の 他	動物の飼い方、害虫の発生、土地の管理、汚水処理	3	1	0
合 計		190	145	162

資料：生活環境課

7 放射線の状況

◇ 放射線の状況

平成 23 年東北地方太平洋沖地震により発生した原子力発電所事故は、広範囲に放射性物質を拡散させ、本市においても放射性セシウムの地表面への沈着や空間線量率の高い個所が確認されました。

市では、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染実施計画を策定し、除染作業等の取組を進めたほか、空間放射線量の測定や、学校給食食材・農林産物の放射性物質濃度の測定を行いました。

(1) 空間放射線量の推移

一関市における空間放射線量は、測定を開始した平成 23 年 6 月に比べ、平均で 24%まで低減しています。

単位：μSv/h

測定場所	平成 23 年 6 月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 23 年 6 月比
一関市役所	0.17	0.07	0.05	0.05	0.05	29%
花泉支所	0.24	0.07	0.06	0.05	0.05	21%
大東支所	0.19	0.09	0.06	0.06	0.05	26%
千厩支所	0.24	0.09	0.07	0.07	0.07	29%
東山支所	0.24	0.09	0.07	0.08	0.06	25%
室根支所	0.34	0.12	0.08	0.07	0.06	18%
川崎支所	0.25	0.08	0.06	0.06	0.05	20%
藤沢支所	0.22	0.09	0.07	0.06	0.05	27%

資料：岩手県

(2) 空間放射線量の測定

① 教育施設・公共施設等の測定

市立小中学校及び私立を含む幼稚園・保育園・児童館等（125 施設）の放射線量の一斉測定を行った結果、校庭・園庭の平均空間線量が毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える施設及び局所で毎時 1.0 マイクロシーベルトを超える施設はありませんでした。

② 継続測定

ア 毎日測定 市内 2 消防署（西・東）において毎日放射線量を測定しました。

イ 毎週測定 平成 23 年 6 月に測定した結果、各地域で高い数値が測定された教育施設等 11 施設において、継続して週 1 回放射線量を測定しました。

ウ 毎月測定 市内各地域の市民センター等 32 施設において月 1 回放射線量の測定をしました。

(3) 放射性物質濃度の測定

① 学校給食食材等の放射性物質濃度測定

小・中学校の給食食材及び提供した給食、幼稚園・保育園等で提供した給食の放射性物質濃度測定を実施し、測定した全ての給食が、不検出または国の基準を大きく下回る結果となっており、提供した給食の安全が確認されました。

② 農林産物の放射性物質濃度測定

産直等での販売を目的として生産された農林産物及び自家消費を目的とした農林産物の放射性物質濃度測定を実施し、200 検体中基準値を超えたものは 12 検体でした。

※放射性セシウムの国の基準値

食品群	基準値（単位：Bq/kg）
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

8 森林整備の状況

市では、森林の有する多面的な機能を発揮するよう計画的な森林の整備推進を図るため、森林経営計画を作成する活動に対し、助成を行っています。平成 28 年度の対象森林面積は、211.00ha となっています。

また、松くい虫の繁殖源を除去し、健全な松林の育成・保全を図るため、被害木等の伐採除去を行っています。平成 28 年度の駆除量は 1,376.16 m³でした。

さらに、造林・保育事業として、地ごしらえ・植栽（補植）62.91ha、下刈 237.48ha、除間伐 5.798ha、枝打ち 3.12ha などを実施しました。

なお、森林愛護団体数は 10 団体となっており、各団体の活動は資料編 72～73 ページに掲載しています。

(1) 一関地方育樹祭

「一関地方育樹祭」が、9月10日、巖美町の「いちのせき健康の森」で開催され、林業関係者、森林愛護少年団員など 210 人が参加しスギ人工林の間伐などを行いました。

(2) 森は海の恋人植樹祭（室根地域）

「第 28 回森は海の恋人植樹祭」が、6月5日、矢越山「ひこばえの森」で開催され、全国から約 1,500 人が参加しました。ブナ、ケヤキ、トチノキ、オオヤマザクラ、ミズナラ、コナラ、ヤマボウシなどの広葉樹 40 種類 1,500 本を植樹しました。

(3) いずみの森交流事業（花泉地域）

「いずみの森交流事業」が、8月7日及び11月5日に開催されました。地域住民など延べ 144 人が参加し、花泉町悪法師堤周辺に抵抗性アカマツ 60 本及びあじさいの苗木 70 本の植栽、森林学習並びに地域交流会を行いました。

(4) どんぐりの森づくり大作戦（千厩地域）

二酸化炭素を削減し、豊かな千厩川を後世に残そうと、地元の千厩中学生をはじめ自然愛護団体関係者、地域住民らが参加して「どんぐりの森づくり大作戦」が京ノ森公葬地周辺で 10 月 31 日に開催されました。8 回目となる今回は、130 人が千厩川源流域にクヌギの苗木 700 本を植樹しました。

9 環境保全型農業の取り組み状況

一関市環境保全型農業推進方針に基づき、化学肥料及び農薬を使用せず、良質な堆肥等の有機物資源の利用により、環境への負荷をできる限り低減し栽培した有機農産物の生産を推進することとしています。このため有機農産物等生産者や関係機関・団体等により「一関地方有機農業推進協議会」を組織し、有機農産物栽培技術の普及、販売促進及び消費者啓発活動に取り組んでいます。

また、化学肥料及び農薬の使用量を 5 割以上減じて栽培する特別栽培農産物の生産推進、環境保全型農業直接支払交付金事業の取り組みや土づくり、減化学肥料・減農薬などの環境に優しい農業に取り組む農業者を対象とした「持続性の高い農業生産方式の導入計画（エコファーマー）」の認定を行い、通常の栽培方法（慣行栽培）に比べ、環境に配慮した農業を推進しています。市内の平成 28 年度におけるエコファーマーは、230 人となっています。

10 「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定状況

岩手県では、地球温暖化を防止するため、平成 16 年度から二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を「いわて地球環境にやさしい事業所」として認定しています。市内における認定事業者は以下のとおりです。

(1) 「いわて地球環境にやさしい事業所」認定の区分と基準

認定区分	基準
★	次の基準全てに該当していること。 ①二酸化炭素の排出の抑制（電力、重油、ガス、自動車燃料等エネルギーの使用削減）に向けた具体的な計画・取り組みを行っていること。 ②従業員の通勤用マイカー利用による二酸化炭素の排出の抑制に向けた具体的な取り組み（ノーマイカーデーの実施、マイカー通勤自粛の啓発、エコドライブ徹底の啓発など）を行っていること。 ③エコスタッフ（「エコスタッフ養成セミナー」を受講した者）または、環境社会検定試験（eco 検定）合格者であって 1 年以上事業所の環境活動に従事している者が常駐していること。
★★	上記★に加えて、環境マネジメントシステムを保有していること。
★★★	上記★★に加えて、ISO14001、IES（いわて環境マネジメントシステム）及びエコアクション 21 などの認証を取得していること。
★★★★	上記★★★に加えて、二酸化炭素の排出の抑制（電力、重油、ガス、自動車燃料等エネルギーの使用削減）に向けた具体的な取り組みの成果が認められること。

資料：岩手県

(2) 市内の認定事業所

認 定	事業所の名称	認定月日
★★★★ 四つ星 15社	株式会社いわい	平成27年11月2日
	ニッコー・ファインメック株式会社	平成27年11月2日
	三光化成株式会社一関工場	平成27年11月2日
	興栄通信工業株式会社	平成28年1月29日
	株式会社日ピス岩手 一関工場	平成28年1月29日
	株式会社金澤電気工業所	平成28年1月29日
	株式会社大昌電子 岩手工場	平成28年4月28日
	トーバン印刷株式会社	平成28年4月28日
	NECネットワークプロダクツ株式会社一関工場	平成28年4月28日
	株式会社一関LIXIL製作所	平成28年4月28日
	株式会社東北ウエノ	平成28年10月31日
	東磐運送株式会社 本社・千厩営業所	平成28年10月31日
	株式会社佐々木組	平成29年1月31日
	北上製紙株式会社	平成29年1月31日
SWS東日本株式会社 本社・一関工場	平成29年4月27日	
★★★ 三つ星 3社	有限会社尾形建設	平成28年1月29日
	三光化成株式会社 一関第二工場	平成28年10月31日
	クリーンセンター花泉有限会社	平成29年1月31日
★★ 二つ星 1社	大宝商事株式会社	平成27年11月2日
★ 一つ星 1社	有限会社中村解体	平成27年7月31日
	有限会社栄和興業	平成29年7月31日

資料：岩手県

基本方針 3 資源が効果的に循環する地域社会づくり

1 有価物集団回収の状況

資源リサイクル事業を推進するため、有価物の集団回収を実施した団体に対し、報償金を交付しており、昨年度は936万円を交付しました。

今後も多くの団体に取り組むよう普及啓発を図っていきます。

○有価物集団回収状況

年度	金属類 (kg)	古紙類 (kg)	ビン類 (本)	交付団体	(延べ数)
平成25年度	105,209	1,834,138	163,835	330	757
平成26年度	110,989	1,763,775	142,465	335	766
平成27年度	115,479	1,702,515	119,848	345	783
平成28年度	108,131	1,684,083	100,070	347	811
一関	18,865	363,656	21,740	77	165
花泉	18,393	228,859	18,651	58	117
大東	27,547	355,744	19,920	74	219
千厩	13,000	262,926	9,318	52	124
東山	9,641	130,246	9,852	30	70
室根	5,041	94,133	6,585	19	47
川崎	7,885	99,570	5,443	34	63
藤沢	7,759	148,949	8,561	3	6

※ 報償金単価：金属・古紙類 1 kg 5 円、ビン類 1 本 4 円

資料：生活環境課

2 生ごみ処理機購入補助の状況

「可燃物」に占める「生ごみ」の組成割合（乾燥重量）は、約10%となっています。市では、生ごみ処理機器の購入に対し補助金を交付し、生ごみの減量に努めています。今後さらに普及促進を図るため、関係団体と連携した講習会等の開催や広報等による周知を図っていきます。

(1) 生ごみ減量機器補助台数実績

単位：台

年度	種類	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
平成 26 年度	電動式生ごみ処理機	9	0	2	2	1	1	3	1	19
	手動式生ごみ処理機	0	0	2	1	0	1	0	0	4
	生ごみ処理容器	19	10	10	15	4	22	1	19	100
	EMボカシ処理容器	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	計	31	10	14	18	5	24	4	20	126

年度	種類	一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
平成 27 年度	電動式生ごみ処理機	6	5	5	4	1	2	0	0	23
	手動式生ごみ処理機	8	0	0	0	0	0	0	0	8
	生ごみ処理容器	56	6	23	19	3	20	0	16	143
	EM ボカシ処理容器	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	70	11	28	23	4	22	0	16	174
平成 28 年度	電動式生ごみ処理機	9	2	2	0	0	1	0	1	15
	手動式生ごみ処理機	4	0	0	0	0	1	0	0	5
	生ごみ処理容器	67	5	21	18	1	4	2	18	136
	EM ボカシ処理容器	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	80	7	23	18	1	6	2	19	156
平成 18 ～ 28 年度 累計	電動式生ごみ処理機	167	32	41	30	16	13	16	7	322
	手動式生ごみ処理機	20	10	25	42	7	15	12	3	134
	生ごみ処理容器	249	176	313	172	22	158	61	96	1,247
	EM ボカシ処理容器	20	4	17	32	2	1	3	0	79
	計	456	222	396	276	47	187	92	106	1,782

※ 補助金は購入金額の1/2以内とし、次の額を上限とします。電動式生ごみ処理機：20,000円、手動式生ごみ処理機：7,000円、生ごみ処理容器：2,000円、EMボカシ処理容器：1,000円

資料：生活環境課

3 廃棄物収集・処理の状況

平成28年度の1人1日当たりの廃棄物排出量は827gとなり、昨年度の排出量と同じでした。リサイクル率は15.1%で、昨年度と比較すると0.7%低下しました。

国・県と比較すると、1人1日当たりの排出量は少ない状況ですが、リサイクル率が低い状況となっており、リサイクル率の向上に向け、廃棄物分別の普及啓発を図る必要があります。

※ 1人1日当たりの廃棄物排出量（H27年度）：国939g/(人・日)、岩手県933g/(人・日)

※ リサイクル率（H27年度）：国20.4%、岩手県18.5%

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

○廃棄物の収集・処理の状況

年度	人口 (10/1現在) ①	総排出量 (t) ②	うち		1人1日当 たりの排出 量(g)※2	リサイク ル量 (t)③	うち 集団回収 量(t)	リサイク ル率 (%)※3
			生活 系廃棄物 (t)	事業 系廃棄物 (t)				
平成24年度	127,745	42,094	28,891	13,203	903	5,934	2,159	14.1
平成25年度	126,162	38,478	29,121	9,357	836	6,012	2,103	15.6
平成26年度	124,663	38,604	28,600	10,004	848	6,006	2,213	15.6
平成27年度	122,919	37,211	27,800	9,411	827	5,880	2,158	15.8
平成28年度	121,411	36,645	26,997	9,648	827	5,530	2,092	15.1

※1 人口は、各年10月1日現在

※2 ②÷①÷365×1,000,000（H23、H27は366）

※3 ③÷②×100

資料：一般廃棄物処理事業実態調査
※平成28年度は速報値

4 使用済小型家電及び古着回収の状況

(1) 使用済小型家電回収

一関地区広域行政組合では、平成 26 年 1 月から、使用済み小型家電を回収しています。携帯電話やデジカメなどの小型家電には、貴重な金、銀、レアメタルなどの有用金属が多く含まれています。これまで不燃物として処理していた小型家電を個別に回収し再資源化することで、貴重な資源の有効活用と最終処分場の延命化が図られます。

回収は、一関市、平泉町内の庁舎、市民センター等の公共施設 45 カ所に設置した回収ボックスと清掃センターで不燃物として排出されたものから対象品目をピックアップし、回収しています。

また、市において古着回収と併せ、イベント回収を実施しました。

○使用済小型家電資源化量

単位：kg

年度	ボックス	ピックアップ	イベント	合計
平成 26 年度	9,080	11,460	—	20,540
平成 27 年度	9,170	6,440	11,332	26,942
平成 28 年度	7,220	9,670	5,525	22,415
合計	25,470	27,570	16,857	69,897

(2) 古着回収

資源の有効活用と焼却廃棄物の減量化のため、各家庭で不要になった古着の回収を各地域で実施し、15,846 kg の古着を回収しました。

回収された古着は、加工され車のクッション材などとして利用されます。

5 ごみ問題対策巡視員の取り組み

廃棄物の排出の抑制、適正な分別及び再生利用の促進のため、各公衆衛生組合からごみ問題対策巡視員 456 人が選任され、各地域でごみ集積所に排出される廃棄物の分別状況の巡視や不法投棄の通報等の取り組みを行っています。

6 不法投棄の状況

不法投棄をなくすため、看板の設置などによる啓発活動を行うとともに、各地域の公衆衛生組合連合会などが環境衛生パトロールを実施し、河川等の不法投棄廃棄物の回収を行っています。

また、監視カメラを設置し、監視を強化しています。

今後も、ポイ捨て条例の周知、粗大ごみ等の処理方法の周知、ごみ問題対策巡視員による巡視、その他の施策等と合わせて不法投棄の抑止を図ります。

○不法投棄の状況

単位：t

年度	一関清掃センター	大東清掃センター	合計	廃家電
平成 24 年度	7.16	5.46	12.62	テレビ 69 台、冷蔵庫 12 台、洗濯機 12 台
平成 25 年度	9.97	3.89	13.86	テレビ 135 台、冷蔵庫 22 台、洗濯機 20 台
平成 26 年度	5.90	4.06	9.96	テレビ 109 台、冷蔵庫 14 台、洗濯機 8 台、エアコン 1 台
平成 27 年度	2.77	4.67	7.44	テレビ 88 台、冷蔵庫 11 台、洗濯機 8 台、エアコン 1 台
平成 28 年度	4.05	3.18	7.23	テレビ 81 台、冷蔵庫 13 台、洗濯機 14 台、エアコン 1 台

資料：一関地区広域行政組合、生活環境課

7 農業用廃プラスチックの回収状況

農業用廃プラスチックは、産業廃棄物に該当し適正な処理が義務づけられています。

市では、農業者の負担軽減を図るため、処理費用の一部を補助し、個人焼却、不法投棄などの違法処理に歯止めをかけるとともに、再生可能な農業用廃プラスチックをリサイクル処理しています。

○農業用廃プラ回収状況

単位：kg

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
51,339	61,980	53,964	62,470	65,820

資料：農政課

8 ポイ捨て防止条例

たばこの吸い殻、空き缶等の散乱の防止等、市、市民及び事業者の協働によるポイ捨て等のないきれいなまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保することを目的として、平成 19 年 6 月 1 日から「一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例」が施行されました。

条例の趣旨を広く市民にアピールするため、市職員等による率先活動として、毎年 6 月上旬に庁舎周辺などでポイ捨てごみの清掃活動を行っています。

また、ポスター、のぼり旗、看板などによりポイ捨て、不法投棄防止を呼びかけています。

9 エコショップいわて認定制度

「エコショップ」とは、廃棄物の減量化やリサイクルに積極的に取り組む店舗のことです。エコショップいわて認定制度では、岩手県から認定店に認定証と認定プレートが贈られ、認定された店舗は環境に配慮している事業所としての姿勢を広くアピールすることができます。

(1) 認定の手続きについて

認定には、次のような取り組みなどが必要です。

- ・岩手県内に所在する「小売店」であること。
- ・ごみの減量化やリサイクル促進のための取組計画が作成されていること。
- ・取組計画に、取組基本項目※の中で実現可能な項目のうち、5項目以上を取組項目として定めていること。
- ・取組計画に沿った取り組みが概ね3ヶ月以上行われていること。
- ・取り組みの結果について、自己評価がなされ、以後の取り組み計画に反映されていること。

※取組基本項目：①ごみの減量化（レジ袋配付の削減、食べ残しの削減等）②リサイクルの促進（トレイ回収、生ごみの再資源化等）、③店舗の排出抑制（廃棄物の排出抑制等）、④消費者への3Rの呼びかけ、⑤その他のごみの減量・リサイクルの推進について、小売店は15項目、飲食店は14項目を設定。

(2) 市内の「エコショップいわて」認定店

No	認定年度	事業所の名称	地域
1	平成16年度	ジョイス三関店	一関
2	平成16年度	コープ一関 COLZA	一関
3	平成18年度	エコー	一関
4	平成18年度	丸江スーパー花泉店	花泉
5	平成18年度	丸江スーパー駅前店	一関
6	平成19年度	イオンスーパーセンター一関店	一関
7	平成19年度	薬王堂 一関三関店	一関
8	平成19年度	薬王堂 一関山目店	一関
9	平成19年度	薬王堂 岩手川崎店	川崎
10	平成19年度	薬王堂 一関花泉店	花泉
11	平成21年度	ニューデイズーノ関駅西口店	一関
12	平成21年度	ニューデイズミニ一関6号	一関
13	平成22年度	マイヤ 千厩店	千厩
14	平成22年度	薬王堂 一関東山店	東山
15	平成24年度	バルプラスせんまや店	千厩
16	平成24年度	薬王堂一関藤沢店	藤沢
17	平成24年度	薬王堂一関千厩店	千厩
18	平成27年度	ビッグハウス一関店	一関

資料：岩手県

基本方針 4 住みつづけたい、訪れたい魅力ある環境づくり

1 景観形成に関する取り組み

本市は、平成 17 年 12 月に景観法に基づく景観行政団体となり、平成 18 年 3 月に世界文化遺産拡張登録を目指す「本寺地区」において先行的に景観計画を策定し、平成 21 年 3 月にその他市全域を対象とする景観計画（平成 23 年 9 月に藤沢地域を追加）を策定し、良好な景観の維持・保全・創出に取り組んでいます。

(1) 景観計画区域内の届出等件数

景観計画に基づく景観まちづくりを推進するため、建築物の建築等、工作物の建設等、その他開発行為や土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積などの対象行為に該当する場合、届出・通知を行わなくてはならないこととしています。

区分	本寺地区			その他市全域			合計
	届出	通知	計	届出	通知	計	
平成 25 年度	2	2	4	51	26	77	81
平成 26 年度	1	0	1	53	9	62	63
平成 27 年度	0	3	3	31	8	39	42
平成 28 年度	2	1	3	40	10	50	53

資料：都市整備課

※ 届出：民間の行為 通知：官公庁等

※ 一関市景観まちづくり条例施行（平成 21 年 7 月）以降の状況、それ以前は岩手県景観条例により県に進達していた。

○届出対象行為（主な内容）

区分	規模等
建築物	高さ 13m または延べ面積 1,000 m ² を超えるもの
工作物	高さ 13m または築造面積 1,000 m ² を超えるもの など
土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	高さ 5 m または面積 1,000 m ² を超え、かつ堆積期間が 90 日を超えるもの
開発行為、土地の形質の変更	都市計画区域内で 3,000 m ² 、区域外では 10,000 m ² 、のり面の高さ 5 m かつ長さ 10m を超えるもの

(2) 景観まちづくり団体等の認定

市では、良好な景観まちづくりの推進を目的として、景観づくりに寄与する自主的な活動を行うと認められる団体を景観まちづくり（むらづくり）団体として認定しており、現在、**4** 団体が認定されています。

○一関市景観まちづくり（本寺地区景観むらづくり住民）団体

No.	団体名	景観計画	認定月日
1	本寺地区地域づくり推進協議会	本寺地区	平成 19 年 11 月 30 日
2	(社)岩手県建築士会一関支部	一関市	平成 24 年 1 月 19 日
3	かやぶき民家を残す会	一関市	平成 24 年 3 月 8 日
4	NPO 一関のなかなか遺産を考える会	一関市	平成 26 年 7 月 25 日

資料：都市整備課

(3) 本寺地区景観形成事業補助金

一関市本寺地区景観計画に基づき景観形成の推進を図るため、本寺地区景観計画区域において景観形成事業を行う場合に要する経費に対し補助をしておりますが、平成 28 年度は申請がありませんでした。

	新築等		修繕等	
	件数	補助金額（千円）	件数	補助金額（千円）
平成 25 年度	1	1,000	0	0
平成 26 年度	0	0	0	0
平成 27 年度	0	0	0	0
平成 28 年度	0	0	0	0

資料：都市整備課

(4) 本寺地区地域づくり推進協議会等の活動（景観・環境保全関係）

事業名	実施日	主な内容	参加人数
水路維持保全ボランティア作業	4月16日 11月12日	農業用水路（土水路）の泥上げ浚渫作業	180人 162人
骨寺村荘園遺跡コアゾーン内除草作業	6月19日 7月17日 9月13日	市道及び本寺川における除草作業	
ホテルを見る会	6月24日	ホテルの観察会	約30人
国県道草刈り作業	6月26日 8月28日 10月2日	国道及び県道の草刈り作業	

資料：骨寺荘園室

※ 本寺地区地域づくり推進協議会：

重要文化的景観に選定された区域が属する地域住民により「本寺地区地域づくり推進協議会」を組織し、景観阻害物の撤去など景観保全活動や農作業体験イベント、遺跡めぐりなどの地域づくり活動を展開しています。

(5) いちのせき百景

景観に対する啓発や意識向上、観光振興の観点から資源の発掘等を目的とした「いちのせき百景」の募集を行い、現在 112 件が登録されています。

地域	主な風景・景観
一関	須川、巖美溪、釣山公園
花泉	上油田の笠松、亥年集落の田園風景
大東	山吹城跡、大原山吹地区の棚田、小黑滝
千厩	千厩横屋（酒のくら交流施設）、村上家住宅、黄金山キャンプ場
東山	げいび溪、幽玄洞、旧松川石灰工場と賢治のミュージアム「太陽と風の家」
室根	室根山、室根山の三十三観音様、歌のある寺と高野槇のある風景（矢越字千刈田）
川崎	北上大橋と北上川、薄衣の笠松、薄衣城跡から見た北上川
藤沢	大籠カトリック教会、八沢の桜、砂子田川花回廊

資料：都市整備課

2 公園緑地の整備状況

市では、市民の憩いの場、自然に親しむ場として、公園緑地の整備を行っています。
平成 28 年度末現在の整備状況は以下のとおりです。

○公園緑地整備状況

単位：ha

区 分		街区公園	近隣公園	地区公園	都市緑地	運動公園	総合公園	風致公園	市公園等	総数
平成 27 年度	公園数	70	4	2	3	1	3	1	27	111
	面積	10.53	4.72	9.38	19.17	21.20	66.67	1.08	51.33	184.08
平成 28 年度	公園数	71	4	2	3	1	3	1	27	112
	面積	10.54	4.72	9.38	19.17	21.20	66.67	1.08	51.33	184.10

資料：都市整備課

基本方針5 環境を考え、行動する人づくり、組織づくり

1 環境教育事業

地球温暖化や身近な自然の減少など、現在の環境問題を解決し、持続可能な社会をつくっていくためには、行政のみならず、市民、事業者、民間団体が積極的に環境保全活動に取り組むことが必要です。国では、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」を制定し、幅広い実践的人材づくりに向けて、環境保全活動、環境教育、協働取組を推進していくこととしています。市・民間団体等の主な取り組み状況は資料編 74～77 ページのとおりです。

2 小中学校での環境に関する取り組み

各小中学校では、総合的な学習の時間などを利用した環境学習や児童会・生徒会を中心とした環境保全活動等に取り組んでいます。

平成 28 年度における各学校の主な取り組み状況は資料編 77～85 ページのとおりです。

3 花いっぱい運動

個人、職場、地域などで取り組む「花いっぱい運動」は、地域の景観向上や景観に対する意識啓発に大きく寄与しています。

平成 28 年度のコンクール参加状況及び入賞者は以下のとおりです。

(1) 花いっぱいコンクール参加状況

単位：件

		一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
フラワーロード部門 (沿道花壇)	地域の部	10	9	20	5	10	13	4	4	75
	学校・企業の部	2	1	1	0	0	1	1	0	6
	個人の部	4	0	3	1	1	1	0	2	12
	小計	16	10	24	6	11	15	5	6	93
一般花壇部門	地域の部	7	5	7	5	4	9	5	11	53
	学校・企業の部	3	2	4	1	0	4	0	0	14
	個人の部	0	2	3	0	0	2	1	3	11
	小計	10	9	14	6	4	15	6	14	78
まちなか部門		2	0	0	1	1	0	0	0	4
合計		28	19	38	13	16	30	11	20	175

資料：まちづくり推進課

(2) 花いっぱいコンクール入賞者（市全域のみ掲載）

賞	フラワーロード （沿道花壇）部門	一般花壇部門	まちなか部門
	団体名または 個人名（地域）	団体名または 個人名（地域）	団体名または 個人名（地域）
市長賞	松田 琢治（大東）	高成自治会・子供会（川崎）	銅谷民区（一関）
教育長賞	舞川1区自治会（一関）	佐藤 トキ子（藤沢）	—
	佐藤 澄江（千厩）	竹沢集落振興会（東山）	—
審査員特別賞	18区自治会（藤沢）	市立清田小学校（千厩）	—
	上中倉地域花壇（東山）	岩渕 良治（大東）	—
奨励賞	佐野原集落公民館（花泉）	市立油島小学校（花泉）	北ノ沢自治会（千厩）
	泉沢自治会（川崎）	屋中自治会（室根）	松川10区自治会（東山）
	かたくりの会（室根）	山目7-北民区（一関）	—

資料：まちづくり推進課

4 一斉清掃等

市内全域で、各地域の公衆衛生組合連合会が中心となり、空き缶、ごみ拾い、道路清掃、草刈りなどの一斉清掃を実施しました。

一関東工業団地企業連絡協議会では、4月15日と9月23日に工業団地内の一斉清掃（ごみ拾い等）を行いました。

○各地域の公衆衛生組合連合会の取り組み

地域	実施時期	事業名等
一関	4月17日	春の一斉清掃
	6～8月	生ごみ減量機器斡旋事業
	9月25日	秋の一斉清掃
	11月26日	古着回収及び使用済み小型家電回収事業
	随時	環境衛生啓発看板作製
花泉	4月19日	春の一斉清掃
	5月26日 ～6月6日	環境衛生用品のあっせん
	7月25日	衛連だより（44号）発行
	9月25日	秋の一斉清掃
	10月20日	組合長研修会
	10月23日	古着回収及び使用済み小型家電回収事業
	12月13日	ごみ不法投棄パトロール

地域	実施時期	事業名等
大東	4月17日	春の大掃除（一斉清掃）
	6月12日	クリーン作戦
	7月17日	河川・道路清掃
	9月25日	秋の大掃除（一斉清掃）
	11月19日	環境衛生講演会、古着・小型家電回収
	11月25日 ～12月20日	不法投棄防止看板配布
	4～10月	薬剤等共同購入金額の10%を各地区衛生組合に還元
	4～12月	生ごみ減量機器購入補助事業
千厩	4～5月	春季美化清掃・環境パトロール
	9～10月	秋季美化清掃・環境パトロール
	10月27日	平成28年度千厩地域環境セミナー 環境美化功労者表彰：個人4名・団体5団体 ・講演：小型家電リサイクルの取組について
	11月17日	千厩地域公衆衛生組合連合会研修会 研修先：太平洋セメント(株)大船渡工場 酔仙酒造(株)大船渡蔵工場
	11月26日	古着回収・小型家電特別回収
	4月	衛生薬剤(殺虫剤)共同購入斡旋
	5月	衛生薬剤等共同購入斡旋
	9月	ごみ減量・リサイクル資材等共同購入斡旋
	随時	集団資源回収の推進、資源リサイクル、ごみ減量化の推進 家庭ごみ集積所の清掃・管理
東山	4月17日	春の一斉清掃
	5月26日	環境衛生・不法投棄防止パトロール
	7月上旬～	ポイ捨て防止看板作製事業
	9月17日	環境衛生講演会 「家庭で出来る！ごみ減量ポイント」 講師：川辺弥生氏
	9月20日	ポイ捨て防止看板コンクール表彰式
	10月16日	秋の一斉清掃
	11月12日	古着・小型家電回収
	通年	有価物集団回収事業の推進
室根	4月17日	春季一斉清掃
	4～5月	春季一斉消毒
	7～8月	衛生薬剤等共同購入
	9～10月	秋季一斉消毒
	9月25日	秋季一斉清掃
	12月3日	古着及び使用済小型家電特別回収
	随時	ごみ収集所の適正使用の働きかけ、ごみの分別と減量化の推進

地域	実施時期	事業名等
川崎	4月10日 ～6月5日	川崎地域春の一斉清掃活動
	4月16日	北上川一斉清掃
	5月1日	北上川クリーン大作戦
	5月13日 ～7月1日	薬剤等共同購入
	6月5日	第35回千厩川元気再生大作戦
	9月4日 ～10月31日	川崎地域秋の一斉清掃
	10月30日	北上川クリーン大作戦
	11月12日	古着回収、小型家電特別回収
	11月25日	不法投棄・環境パトロール（現地確認・回収作業）
	通 年	ごみ集積所維持管理 不法投棄監視パトロール・回収
藤沢	4月3日	春季一斉清掃
	6月10日	環境衛生薬剤等共同購入に伴う環境衛生活動推進（1回目）
	10月2日	秋季一斉清掃
	10月7日	環境衛生薬剤等共同購入に伴う環境衛生活動推進（2回目）
	11月5日	古着回収・使用済小型家電回収

資料：生活環境課

※この他にも各地域において、自治会や環境団体等による清掃活動等の取り組みが行われています。

5 アドプト（養子縁組）協定の締結

市内では、地域自治会や企業など26団体とアドプト協定を締結し、身近な道路、公園などの公共施設や農業用排水路、ため池などの農業用施設の保守管理を行っていただいております。

○アドプト協定締結団体

実施地域	【里親】 活動団体名	【管理者】 関係土地改良区等	【養子】 活動施設名	締結年月日
藤沢町保呂羽	ほろわ湖彩り推進委員会	一関市	金越沢ダム（ほろわ湖）	H17.1.18
千厩町奥玉	天ヶ森自治会	一関市	市道広域千厩線	H18.3.8
千厩町奥玉	花貫自治会	一関市	市道広域千厩線	H18.11.30
千厩町小梨	南小梨自治会	一関市	市道広域千厩線	H18.11.30
千厩町奥玉	ニッコーファインメック(株)	一関市	千厩おくたま親水公園	H19.9.8

実施地域	【里親】 活動団体名	【管理者】 関係土地改良区等	【養子】 活動施設名	締結年月日
赤荻	三光化成(株)東北事業所	一関市	市道沖線	H21. 3. 6
萩荘	南沢部落自治会	一関市	市道萩荘南沢線	H22. 3. 19
大東町	いわて平泉農業協同組合	一関市	市道菅生前1号線	H24. 3. 30
真滝	真滝8民区	須川土地改良区	幹線用水路敷	H17. 1. 30
真滝	真滝7民区	須川土地改良区	幹線用水路敷	H17. 12. 20
川崎町	畑総藤崎地区推進委員会	一関東部土地改良区	ファームポンド1, 2, 3 ※1	H18. 3. 13
藤沢町西口	藤沢町第8区自治会	藤沢土地改良区	木ノ中工区圃場排水路・法面等	H18. 3. 17
花泉町	3階つつみ環境美化推進会	金流川沿岸涌津土地改良区	ニツ壇ため池	H18. 4. 20
中里	JA いわて南女性部中里支部	照井土地改良区	ビオトープ施設(めだか池) ※2	H18. 11. 1
藤沢町黄海字下中山	中山自治会	藤沢土地改良区	相川ダム周辺	H19. 8. 10
藤沢町黄海字西深萱	深萱自治会	藤沢土地改良区	京ノ沢工区末端水路・法面等	H19. 8. 10
花泉町金沢	(株)舞石組、近藤設備工業	須川土地改良区	幹線用水路敷	H20. 9. 17
室根町	第4区自治会	一関東部土地改良区	用排水路	H20. 9. 24
赤荻	平野組	照井土地改良区	赤荻南幹線	H21. 5. 26
平泉町平泉			日向堰	
藤沢町	千松自治会	藤沢土地改良区	千松ダム	H22. 11. 9
川崎町	門崎地区農地管理組合、建設会社4社	一関東部土地改良区		H23. 1. 21
弥栄	和興建設	須川土地改良区	第2揚水機場	H23. 2. 2
室根町	上津谷川自治会	一関東部土地改良区	百間堤(有切ため池)	H24. 3. 16
一関市	NECネットワークプロダクツ株式会社一関工場	一関市	市道一関駅東線 市道一関沢線 市道沖18号線	H27. 4. 27
川崎町	新町会	一関市	諏訪前地区児童公園 市道薄衣町裏線 市道薄衣町裏1号線	H27. 12. 4

実施地域	【里親】 活動団体名	【管理者】 関係土地改良区等	【養子】 活動施設名	締結年月日
川崎町	高成自治会	一関市	高成児童公園、市道高成線、市道矢作前線、市道観音沢線、市道薄衣の場線、市道銅屋沢線、旧高成線、市道上新道線、市道銅屋高成線、市道栃木峯線、市道郷の沢線	H27.12.4

資料：岩手県、生活環境課

※1 フェームポンド：対象農地に水を送るため、あらかじめ水を貯めておく施設

※2 ビオトープ：その土地に昔からいたさまざまな野生生物が生息し、自然の生態系が機能する空間のこと。

環境基本計画（総合計画）指標

施策の進捗度合いを示すため、現状値と達成目標を掲げています。

多くの指標が、一関市総合計画の指標と重複するため、総合計画の目標年次である平成 27 年に指標達成の目標年次を合わせています。

基本施策 2-1 豊かな水環境の保全

指標	指標の説明	単位	当初 H17	現状 H28	目標 H27	達成率 (%)	把握方法	目標設定の考え方
環境基準の類型指定河川における基準値未達成河川数 (BOD 値)	国・県が指定する類型河川（北上川・磐井川・千厩川・砂鉄川・有馬川・金流川・久保川・猿沢川）の水質状況を示す指標	河川	1	0	0	100	河川水質測定結果による	全ての類型指定河川で水質基準 (BOD 値) の達成を目指す
污水処理施設整備率(污水処理人口普及率)	下水道等による生活排水の処理状況を示す指標	%	45.8	63.1	65.5	96.3	污水処理実施計画による	污水処理実施計画目標値による
水洗化人口		人	46,038	65,072	68,293	95.2	実績による	

基本施策 2-2 森林・農地等の保全と育成、活用

指標	指標の説明	単位	当初 H17	現状 H28	目標 H27	達成率 (%)	把握方法	目標設定の考え方
須川ビジターセンター見学者数	自然の保全と活用の状況を示す指標	人回	23,000	14,338	28,000	51.2	ビジターセンターからの報告による	20%の増加を目指す
森林愛護団体数	森林愛護の意識醸成を示す指標	団体	10	10	14	71.4	各地区の実態調査による	全地域の設立を目指す

基本施策 2-4 自然環境への負荷の軽減

指標	指標の説明		単位	当初 H17	現状 H28	目標 H27	達成率 (%)	把握方法	目標設定の考え方
「大気汚染状況測定結果」環境基準達成率	一般環境大気	生活環境保全への取り組み状況を示す指標	%	66.7	75	100	75.0	県で実施している測定結果による	良好な環境の維持を目指す
	自動車排ガス			100	100	100	100		
	有害大気汚染物質			100	100	100	100		
一ノ関駅乗車数（一日当たりの乗車数）	公共交通の利用を示す指標		人	4,511	4,476	4,251	105	J R 東日本公表データによる	毎年 1% の増を目指す

基本施策 2-5 環境にやさしい産業の振興

指標	指標の説明	単位	当初 H17	現状 H28	目標 H27	達成率 (%)	把握方法	目標設定の 考え方
間伐実施面積	森林の保全状況を示す指標	ha	512	297	550	54.0	公有林整備事業、民有林間伐等促進事業等の実績による	毎年、同程度の間伐実施面積を目指す
「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定数	環境配慮型産業の普及状況を示す指標	事業所	16 (H19)	21	32	65.6	県による公表	毎年2事業所の増を目指す

基本施策 3-1 ごみの減量化と再資源化、再利用の推進

指標	指標の説明	単位	現状 H28	目標 H27	達成率 (%)	把握方法	目標設定の 考え方
1人あたりごみ排出量 (一般廃棄物)	ごみの減量化の取り組み状況を示す指標	g /日	827	758	91.6	実績による	一般廃棄物処理基本計画による
ごみのリサイクル率 (一般廃棄物)	ごみの再資源化への取り組み状況を示す指標	%	15.1	17.8	84.8	実績による	一般廃棄物処理基本計画による

基本施策 3-2 効率的な廃棄物処理システムの確立

指標	指標の説明	単位	当初 H17	現状 H28	目標 H27	達成率 (%)	把握方法	目標設定の 考え方
不法投棄の件数 (回収個数)	不法投棄・ポイ捨ての防止対策の取り組み状況を示す指標	個	777 (H18)	7.23t	490	—	実績による	毎年5%の削減を目指す

基本施策 4-1 一関らしい景観の保全と創造

指標	指標の説明	単位	当初 H17	現状 H28	目標 H27	達成率 (%)	把握方法	目標設定の 考え方
骨寺村荘園遺跡支援団体数	骨寺村荘園遺跡の啓発活動の状況を示す指標	団体	9	25	20	125	民間主導で実施する啓発事業に参加する団体数	今後、設立が検討されている協議会への団体会員数

基本施策 4-2 環境と共存した観光・レクリエーションの充実

指標	指標の説明	単位	当初 H17	現状 H28	目標 H27	達成率 (%)	把握方法	目標設定の考 え方
観光入込み数	観光業の振興対策 の状況を示す指標	万人 回	160	209	234	89.3	各施設など からの報告 による	H22 実績の 3%の増加を 目指す
指定文化財数	文化財の調査と適 切な保護・保全の状 況を示す指標	件	212	238	235	101	文化財悉皆 調査による	H22 実績から 1年に1件の 追加登録を目 指す

基本施策 4-3 住み続けたいと実感できる生活環境の形成

指標	指標の説明	単 位	当初 H17	現状 H28	目標 H27	達成率 (%)	把握方法	目標設定の考 え方
一人当たり都市 公園面積	都市公園の整備状況 を示す指標	m ²	17.5	22.9	23.0	99.5	都市計画 課調査	H22 実績の 5%の増加を 目指す

基本施策 5-1 市民・事業者の意識啓発

指標	指標の説明	単 位	当初 H17	現状 H28	目標 H27	達成率 (%)	把握方法	目標設定の考 え方
こどもエコクラブ 登録団体数	環境教育の状況を 示す指標	団 体	3 (H19)	0	11	0	実績によ る	毎年1団体の 増を目指す
花いっぱいコンク ール参加者(団体 等)数	市民参加の景観形 成の状況を示す指 標	団 体 等	239	175	245	71.4	実績によ る	毎年1者(団 体等)の増を 目指す

基本施策 5-2 人材の育成と協働の仕組みづくり

指標	指標の説明	単 位	当初 H17	現状 H28	目標 H27	達成率 (%)	把握方法	目標設定の考 え方
アドプト締結 団体数	協働による環境保全 活動の推進状況を 示す指数	団 体	0	26	24	108	実績によ る	毎年3団体と の締結を 目指す

※達成状況 : 21項目中、7項目で目標を達成しています。達成度は33.3%です。

◇◇◇ 資 料 ◇◇◇

1 一関市の概要（新市基本計画から抜粋、一部修正）

(1) 位置・地勢

本市は、岩手県の南端に位置し、南は宮城県、西は秋田県と接しています。首都圏から450kmの距離で、東北地方のほぼ中央、盛岡と仙台の中間地点にあります。

地形は、中央部を流れる北上川とその支流域に平野部が開けています。西は奥羽山脈で栗駒山(須川岳)の周囲に深い森が広がり、東は北上山系で全般に緩やかな丘陵地が続いています。北上川は一関市狐禅寺地区まではゆったりと流れていますが、それより下流側は狭隘部となっていて、大雨が降ると洪水となり、ときには大きな被害をもたらしてきました。

(2) 面積・土地利用

本市の総面積は1,256.42km²で県内2番目の規模となっており、東西は約63km、南北は約46kmの広がりがあります。

土地利用の状況は、総面積のうち60.1%が山林原野で占められ、次いで田が11.2%、畑が6.9%となっており、県内でみれば比較的農地の割合が高い地域となっています。

(3) 気候

観測地	年次	気温(°C)			降水量(mm)		日照時間(h)
		平均	最高	最低	合計	日最大	全年
一関	H24年	11.6	35.8	-12.1	1,083.0	60.5	1,618.7
	H25年	11.4	35.1	-10.5	1,380.0	92.5	1,585.6
	H26年	11.5	36.9	-10.7	1,250.5	72.0	1,779.1
	H27年	12.5	38.0	-6.7	1,202.5	59.0	1,879.3
	H28年	12.1	35.2	-6.9	1,091.5	60.5	1,753.2
千厩	H24年	10.5	34.9	-14.3	1,048.0	57.0	1,735.3
	H25年	10.5	33.5	-13.3	1,142.0	116.5	1,649.5
	H26年	10.5	34.5	-13.0	1,231.5	70.0	1,854.4
	H27年	11.4	36.2	-8.8	1,238.0	87.0	1,915.7
	H28年	11.1	33.6	-7.9	1,056.5	79.5	1,805.9

資料：気象庁ホームページ

(4) 人口の推移

単位：世帯・人

年次	世帯数	人口			一世帯 人員	人口密度 1k m ² 当	資 料
		総 数	男	女			
T9年	19,433	118,565	58,370	60,195	6.1	94.4	第1回国勢調査
14年	20,848	124,254	61,234	63,020	6.0	98.9	2 "
S 5年	21,709	131,456	64,996	66,460	6.1	104.6	3 "
10年	22,366	135,886	67,197	68,689	6.1	108.2	4 "
15年	22,677	135,622	66,699	68,923	6.0	108.0	5 "
22年	…	163,328	78,970	84,358	…	130.0	6 "
25年	28,135	170,527	83,585	86,942	6.1	135.7	7 "
30年	29,040	174,342	84,671	89,671	6.0	138.8	8 "
35年	31,475	168,768	81,032	87,736	5.4	134.3	9 "
40年	33,527	159,818	76,376	83,442	4.8	127.2	10 "
45年	34,983	150,366	71,740	78,626	4.3	119.7	11 "
50年	36,669	147,933	71,130	76,803	4.0	117.8	12 "
55年	38,073	147,465	71,450	76,015	3.9	117.4	13 "
60年	38,503	146,065	70,763	75,302	3.8	116.3	14 "
H 2年	39,602	144,896	70,087	74,809	3.7	115.3	15 "
7年	41,530	143,974	69,866	74,108	3.5	114.6	16 "
12年	43,145	140,825	68,418	72,407	3.3	112.1	17 "
17年	43,554	135,722	65,602	70,120	3.1	108.0	18 "
22年	42,633	127,642	61,301	66,341	3.0	101.6	19 "
27年	43,046	121,583	58,804	62,779	2.8	96.7	20 "
地域別	世帯数	総 数	男	女	一世帯 人員	人口密度 1k m ² 当	資 料
一関地域	22,448	58,830	28,417	30,413	2.6	143	第20回国勢調査
花泉地域	4,174	13,222	6,302	6,920	3.2	104	"
大東地域	4,740	13,977	6,772	7,205	2.9	50	"
千厩地域	4,084	11,653	5,730	5,923	2.9	130	"
東山地域	2,141	6,816	3,294	3,522	3.2	78	"
室根地域	1,682	5,173	2,482	2,691	3.1	53	"
川崎地域	1,166	3,677	1,778	1,899	3.2	87	"
藤沢地域	2,611	8,235	4,029	4,206	3.2	67	"

資料：国勢調査

(5) 産業別就業者の割合

単位：人

産業（大分類）	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総数	77,827	74,998	68,701	60,606	60,063
第 1 次産業	15,577	12,913	11,456	9,257	7,939
農業	15,355	12,722	11,324	8,976	7,675
林業	168	156	104	262	227
漁業	54	35	28	19	37
第 2 次産業	28,176	27,324	22,453	18,102	18,078
鉱業	134	178	71	72	100
建設業	8,508	8,490	6,802	5,409	5,784
製造業	19,534	18,656	15,580	12,621	12,194
第 3 次産業	34,047	34,701	34,677	32,864	33,328
電気・ガス・熱供給・水道業	230	246	212	208	192
運輸・通信業	4,091	3,790	3,317	3,218	3,078
卸売・小売業・飲食店	11,679	11,541	11,843	10,951	10,504
金融・保険業	1,212	1,102	1,026	956	872
不動産業	136	194	210	383	469
サービス業	14,372	15,418	16,001	15,331	16,430
公務（他に分類されないもの）	2,327	2,410	2,068	1,817	1,783
分類不能の産業	27	60	115	383	718

資料：国勢調査

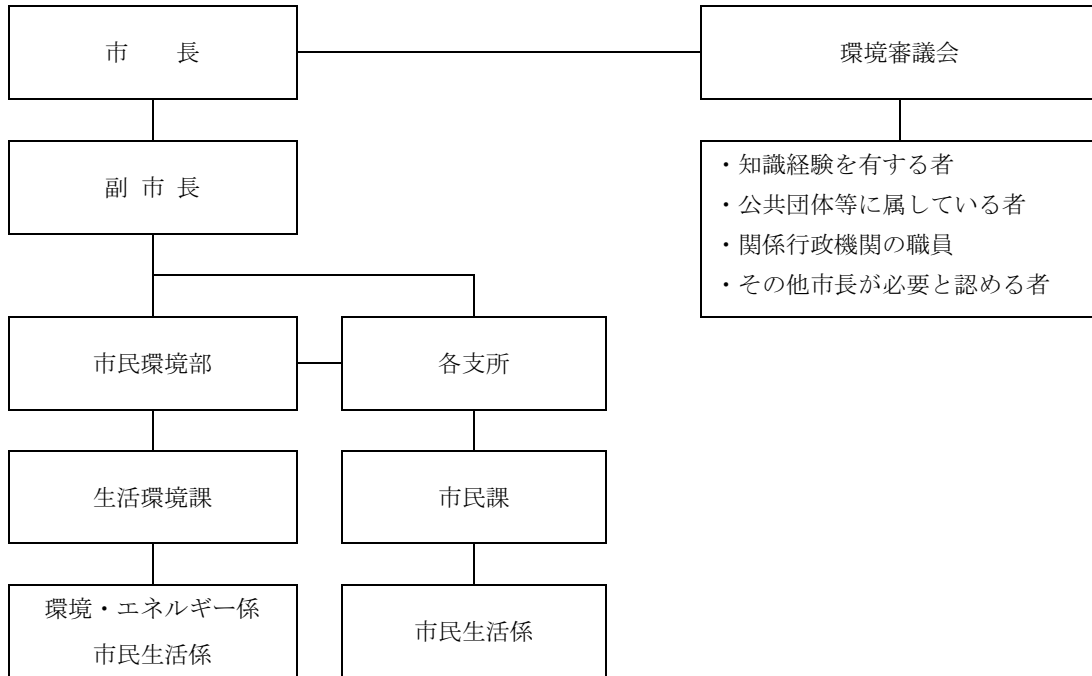
(6) 環境行政のあゆみとできごと

昭和 42 年 8 月 3 日	公害対策基本法公布施行される
昭和 43 年 6 月 10 日	大気汚染防止法、騒音規制法公布（同年 12 月 1 日施行）
昭和 45 年 12 月 25 日	公害対策基本法の改正等 14 公害関係法成立
昭和 46 年 4 月 21 日	初めての公害防止協定を、東北日本電気株式会社と締結
昭和 46 年 6 月 1 日	悪臭防止法公布（昭和 47 年 5 月 30 日施行）
昭和 46 年 6 月 24 日	水質汚濁防止法施行
昭和 46 年 7 月 1 日	大気汚染防止法、騒音規制法一部改正施行
昭和 46 年 10 月 18 日	岩手県公害防止条例公布（昭和 47 年 7 月 17 日施行）
昭和 48 年 3 月 30 日	騒音規制法に基づき、騒音規制地域に指定
昭和 48 年 4 月 1 日	岩手県公害防止条例に基づく騒音特定工場、特定建設作業の騒音の規制地域に指定され事務の委任を受ける
昭和 48 年 7 月 3 日	公害対策基本法に基づき、磐井川上流、同中流、久保川が A 類型、磐井川下流が C 類型に指定
昭和 51 年 6 月 10 日	振動規制法公布（昭和 51 年 12 月 1 日施行）
昭和 52 年 9 月 30 日	公害対策基本法に基づき、新幹線鉄道騒音環境基準の地域指定が行われる
昭和 53 年 3 月 10 日	振動規制法に基づき、振動規制地域に指定される
昭和 53 年 4 月 1 日	振動規制法に基づく地域に指定され事務の委任を受ける。都市計画用途地域の一部変更に伴い、騒音規制地域も一部変更される
昭和 53 年 10 月	東北縦貫自動車道開通

昭和 54 年 6 月	一関バイパス（国道 4 号）開通
昭和 57 年 6 月 23 日	東北新幹線開業（盛岡～大宮間）
昭和 57 年 10 月	一関市一般廃棄物埋立処分地管理棟に水質検査室を設ける
昭和 60 年 3 月 14 日	東北新幹線上野開通
昭和 63 年 12 月 13 日	公害対策基本法に基づき、騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定が行われる
平成 2 年 6 月 27 日	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律公布施行
平成 3 年 1 月 17 日	一関市がスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の指定地域として指定される
平成 3 年 4 月 1 日	指定地域内で原則としてスパイクタイヤの使用が禁止される
平成 5 年 11 月 19 日	公害対策基本法を廃止し、環境基本法公布施行
平成 10 年 3 月 30 日	岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例を公布（同年 4 月 1 日施行）
平成 13 年 1 月 6 日	環境庁から環境省へ省庁再編
平成 13 年 4 月	騒音規制法に基づく政令市の指定を受け、自動車騒音を常時監視し、環境大臣への報告と、自動車騒音の状況を公表することとなった
平成 13 年 12 月 21 日	岩手県公害防止条例を全部改正し、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例を新たに公布（平成 14 年 4 月 1 日施行）
平成 14 年 5 月 22 日	土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とする「土壌汚染対策法」が成立し、5 月 29 日公布された
平成 14 年 12 月	循環型社会の形成に関する 3 条例が岩手県議会で可決され、その一部が平成 15 年 4 月から施行となる
平成 15 年 10 月 1 日	環境教育の推進を目的とし、環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律が制定される
平成 16 年 4 月 1 日	一関市環境の保全及び創造に関する条例が施行（市、市民、事業者が一体となり、環境を保全していくことを盛り込み制定される） 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例により焼却行為禁止に関する事項に上乗せ規制される
平成 17 年 2 月 16 日	地球温暖化防止を目的とした京都議定書が発効される
平成 17 年 9 月 20 日	旧一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村の 1 市 4 町 2 村が合併し、新一関市発足し、本庁市民環境部生活環境課、各支所市民課が環境担当窓口となる
平成 18 年 1 月	「育もう恵み豊かな森と水 磐井川流域プラン」策定（一関地方振興局）
平成 18 年 3 月	「育もう恵み豊かな森と水 花と泉のふるさと金流川流域プラン」策定（一関地方振興局） 「東磐井の里・健全な水循環をめざす 流域基本計画」策定（千厩地方振興局）
平成 18 年 4 月 1 日	岩手県機構再編により、県南広域振興局発足 一関地区に一関総合支局、千厩地区に千厩行政センターが設置される 千厩地方振興局保健福祉環境部大東支所（一関保健所大東支所）の東磐井地区の環境行政事務が一関総合支局保健福祉環境部へ移行
平成 19 年 1 月 1 日	一関市環境基本条例施行
平成 19 年 6 月 1 日	一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例施行
平成 20 年 3 月	一関市環境基本計画策定
平成 22 年 2 月	一関市地域新エネルギービジョン策定
平成 23 年 2 月	一関市地域省エネルギービジョン策定
平成 23 年 9 月	一関市と藤沢町が合併し、藤沢支所市民課が藤沢地域の環境担当窓口となる

平成 27 年 10 月	一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン策定
平成 29 年 3 月	一関市環境基本計画策定

(7) 環境行政の機構



(8) 市民環境部生活環境課事務分掌（環境に関すること）

- ・廃棄物に関すること
- ・公害に関すること。
- ・自然保護に関すること。
- ・地球温暖化防止及び省エネルギーに関すること。

(9) 支所市民課事務分掌（環境に関すること）

- ・廃棄物に関すること
- ・公害に関すること。
- ・自然保護に関すること。

2 公共用水域に係る環境基準

(1) 水域への環境基準の適用

項目 水域	人の健康の 保護に関する 環境基準	生活環境の保全に関する環境基準						
		pH, SS, DO 大腸菌群数	BOD	COD	全窒素	全燐	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	全亜鉛
河川	◎	○	○					○
湖沼	◎	○		○	○	○		○
海域	◎	○		○	○	○	○	○

(2) 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年環境庁告示第59号・最近改正平成26年環境省告示第126号)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

(3) 要監視項目及び指針値

(平成16年水環境部長通知 環水企第040331003号・環水土発第040331005号、
最近改正平成21年水・大気環境局長通知 環水大水発企第091130004号・環水大水発第091130005号)

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下	フェノブカルブ(BPMC)	0.03mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	イプロベンホス(IBP)	0.008mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	クロルニトロフェン(CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	トルエン	0.6mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下	キシレン	0.4mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
フェニトロチオン(MEP)	0.003mg/L 以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	モリブデン	0.07mg/L 以下
オキシ銅(有機銅)	0.04mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
ジクロルボス(DDVP)	0.008mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下

※指針値は年間平均とする。

(4) 生活環境の保全に関する環境基準

①河川（湖沼を除く） ※全亜鉛以外の項目

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号・最近改正平成 25 年環境省告示第 30 号)

項目 類型	基準値					利用目的の適応性				
	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群数					
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100ml 以下	水道 1 級				自然環境保全
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下	水道 2 級				水産 1 級 水浴
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100ml 以下	水道 3 級				水産 2 級
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	水産 3 級				工業用水 1 級
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	工業用水 2 級				農業用水
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—	工業用水 3 級				環境保全

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）
 3 MPN：最確数

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヤマ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ・フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

②全亜鉛

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	
生物特B	生物Aまたは生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)または幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域	

備考 基準値は年間平均値とする。

(5) 一関市内の河川の類型指定状況

水 域	該当類型
北上川(4) (和賀川合流点より下流)	A
磐井川上流 (黒沢橋より上流の磐井川本流)	AA
磐井川中流 (黒沢橋から磐井川と吸川との合流点までの磐井川本流)	A
磐井川下流 (磐井川と吸川との合流点から磐井川と北上川との合流点までの磐井川本流)	C
久保川 (久保川と磐井川との合流点より上流の久保川本流)	A
砂鉄川 (砂鉄川と北上川との合流点から上流の砂鉄川本流及び猿沢川本流)	A
千厩川上流 (久伝橋より上流の千厩川本流)	A
千厩川下流 (久伝橋から千厩川と北上川との合流点までの千厩川本流)	C
有馬川 (有馬川と金流川との合流点から上流の有馬川本流であって宮城県に属する部分を除いたもの)	A
金流川 (金流川と北上川との合流点から上流の金流川本流)	A
大川 (大川本流で宮城県に属する部分を除いたもの)	A
黄海川 (黄海川と北上川との合流点より上流の黄海川本流)	A

(6) 河川等の水質測定地点

①河川水質測定地点 [測定機関：国土交通省・岩手県]

測定地点名	河川等名	測定機関	測定地点名	河川等名	測定機関
千歳橋	北上川	国交省	宮田橋	千厩川上流	岩手県
北上大橋			久伝橋		
北上川橋			松形橋	千厩川下流	
上の橋	水門				
狐禅寺橋	磐井川		天神橋	金流川	
門崎橋	砂鉄川		川ノ口橋		
長者の滝橋	磐井川		金流橋	有馬川	
赤子橋	久保川		沼畑橋	磯田川	
水門	吸川		宮城県境	大川	
生出橋	砂鉄川		千代ヶ原橋	津谷川	
雲南田橋	曾慶川	樋口橋	黄海川		

②河川水質測定地点〔測定機関：市〕

測定地点名	河川等名
大久保橋	磐井川
長倉	久保川
谷起島橋	
千刈田橋	吸川
旭橋	
駅裏	
青果市場前	
駅裏	
東北線交差	沢川
南豊隆地内	新山川
吸川合流前	五間掘
町田橋	神田排水路
大森橋	滝沢川
落合橋	小猪岡川
浄化センター	市野々川
栃倉	御嶽川
石畑橋	栃倉川
水門	五代川
放流口	武士川
合流点	
番台	滑り川
上流	番台川
放流口	
下流	
豊科	照井・大井堰
鶴巻	
田	
打ノ目	
柳沢	上油田川

測定地点名	河川等名
蒲沢	磯田川
瀬脇橋	刈生沢川
百目木橋付近	曾慶川
日蔭橋付近	興田川
桜橋付近	
中林橋付近	
曾慶川合流点	間明田川
山口川・払川川合流点	山口川
西口橋付近	砂鉄川
横屋橋付近	砂鉄川
館下橋付近	
高橋橋	
流矢橋	
げいび溪下流	
西前橋	
十二木橋	
砂鉄橋	
丑石橋付近	鳥海川
小黒滝付近	
久子沢付近	久子沢川
鈴昭製材所付近	市道川
観福寺橋付近	猿沢川
磐井里橋	
登瀬橋	当摩川
刈屋野	千厩川
西中沢	
梅田橋	
塞の神橋	

測定地点名	河川等名
上荒井	大平川
中ノ沢	南小梨川
東中沢	金田川
西中沢	仏坂川
山谷中ノ橋	山谷川
中ノ屋敷橋	林川
荷蔵沢	荷蔵沢
巻畑	巻大沢川
布佐川河口	石蔵川
風呂川	風呂川
加妻川	加妻川
旧門崎小前	御滝川
本町橋	大川
岩田橋	
月見橋	津谷川
古金生	糠沢川
銭塚地内	砂子田川
石合橋	新沼川
上流学文路橋	黄海川
中流玉川地内	
八景下地内	天ヶ沢川
市ノ沢橋	山谷川
館ヶ森橋	相川(柳立川)
千松停留所前	二股川

(7) 排水基準等

工場や事業所から排出される排水の基準は、以下のとおりです。

①有害物質に係る排水基準及び特定地下浸透水が有害物質を含む要件

(法第3条第2項)(昭和46年総理府令第35号別表第1、最近改正平成27年省令第33)
 (条例第23条第2項)(平成13年規則第140号別表第9、最近改正平成27年規則95)

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
シアン化合物	1mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチル パラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る)	1mg/L	チウラム	0.06mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	シマジン	0.03mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	チオペンカルブ	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	ベンゼン	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水 銀化合物	0.005mg/L	セレン及びその化合物	0.1mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ほう素及びその化合物	10mg/L 230mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	(海域以外の公共用水域に排出さ れるもの)	
トリクロロエチレン	0.1mg/L	(海域に排出されるもの)	8mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	ふっ素及びその化合物	15mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	(海域以外の公共用水域に排出さ れるもの)	
四塩化炭素	0.02mg/L	(海域に排出されるもの)	100mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素に0.4を乗じ たもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性 窒素の合計量)	—
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	塩化ビニルモノマー	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	1,4-ジオキサン	0.5mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L		

備考 「検出されないこと」とは、府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

②生活環境に係る排水基準

(法第3条第2項)(昭和46年総理府令第35号別表第2、最近改正平成25年省令第20号)

(条例第23条第2項)(平成13年規則第140号別表第10、最近改正平成25年規則第14号)

項 目	単 位	許 容 限 度
水素イオン濃度〔pH〕 (水素指数)	—	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下、海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量〔BOD〕 (河川等に排水する場合適用)	mg/L	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量〔COD〕 (湖沼、海域に排水する場合通用)	〃	160 (日間平均 120)
浮遊物質量〔SS〕	〃	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	〃	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	〃	30
フェノール類含有量	〃	5
銅含有量	〃	3
亜鉛含有量	〃	2
溶解性鉄含有量	〃	10
溶解性マンガン含有量	〃	10
クロム含有量	〃	2
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3,000
窒素含有量	mg/L	120 (日間平均 60)
燐含有量	〃	16 (日間平均 8)

備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³以上である工場または事業場に係る排水について適用する。

3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場または事業場に係る排水については適用しない。

4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、政令一部改正施行(昭49.12.1)の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

3 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準とおもな汚染物質の発生源は、次のとおりです。

(1) 二酸化硫黄等に係る環境基準 (昭和 48 年環境庁告示第 25 号 最近改正 平成 21 年環境省告示第 33 号)

物 質	環境上の条件 (環境基準)	達成期間
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下	維持または 5 年以内において達成
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下	維持または早期に達成
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下	維持または早期に達成
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下	①ゾーンを超える地域は 7 年以内に達成 ②その他の地域は維持または大きく上回らないこと
光化学オキシダント (OX)	1 時間値が 0.06ppm 以下	維持または早期に達成
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下	維持または早期に達成

備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径が 10 μm 以下の物質をいう。

3 二酸化窒素の達成期間について、本県は全てゾーン以下の地域に区分されている。

4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーアセチルナイトレイトその他の光化学反応により生成される酸化性物質 (中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。) をいう。

5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

6 炭化水素の環境濃度指針は、非メタン炭化水素の午前 6~9 時における 3 時間平均値 0.20~0.31ppmC

7 カドミウムの濃度暫定基準は、0.88 μg/m³

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準 (平成 9 年環境庁告示第 4 号 平成 13 年環境省告示 30 号)

物 質	環境上の条件 (環境基準)	達成期間
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下	維持または早期に達成
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下	

備考 1 年平均値は、連続 24 時間のサンプリングを月 1 回以上実施して算出する。

(3) ダイオキシン類に係る環境基準 (大気)

(平成 11 年環境庁告示第 68 号 改正 平成 14 年環境省告示 46 号)

物 質	環境上の条件 (環境基準)
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 基準値は、年間平均値とする。

(4) おもな汚染物質の発生源

汚 染 物 質	発 生 源
二酸化硫黄 (SO ₂)	工場やビルで使用する重油などに含まれる硫黄分が燃焼し排出される。
一酸化炭素 (CO)	主に自動車で使用する燃料の不完全燃焼によって排出される。
浮遊粒子状物質 (SPM)	自動車の排気ガスや工場、家庭から排出されるばい煙のほか、土壌の舞い上がりなどにより発生する。また、タイヤ等によって削られるアスファルト粉も含まれる。
二酸化窒素 (NO ₂)	自動車、工場、ビル、家庭などで使用する各種の燃料の燃焼によって排出される。
光化学オキシダント (OX)	窒素酸化物や炭化水素などが紫外線により光化学反応を起こし生成される。光化学スモッグの原因物質である。
炭化水素 (HC)	主に自動車の燃料が燃えずに排出される。

4 騒音に係る環境基準

騒音規制については、騒音規制法に基づいて規制地域が指定されています。

規制地域では、特定工場、特定建設作業及び自動車等から発生する騒音を規制するとともに、規制基準を超えるものについては、改善勧告・改善命令等の行政措置を行うこととされています。

また、平成 13 年 4 月には、市が騒音規制法に基づく政令市の指定を受け、自動車騒音を常時監視し、環境大臣への報告を行うとともに自動車騒音の状況を公表することとなりました。

騒音環境基準及び新幹線鉄道騒音環境基準は、以下のとおりです。

(1) 騒音環境基準

(平成 11 年県告示第 258 号)

地域類型		環境基準値		
	当てはめ地域	地域の区分	昼間（午前 6 時から午後 10 時）	夜間（午後 10 時から翌日午前 6 時）
AA	特に静穏を要する地域		50 デシベル以下	40 デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域 第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	一般の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	一般の地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
		2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般の地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
		車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道 一般国道 県道 4 車線以上の市町村道 自動車専用道路	2 車線以下の道路の端から 15m	70 デシベル以下	65 デシベル以下
		2 車線を超える道路の端から 20m	※ 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

備考 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和 52 年県告示 1221 号)

環境基準		地域の類型を当てはめる地域
地域の類型	基準値	
I	70 デシベル 以下	沿線区域のうち都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域
II	75 デシベル 以下	沿線区域のうち都市計画法第 8 条第 1 項に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法の規定による用途地域の定めのない地域であって住居等が存在する地域

- 備考 1 「沿線区域」とは、別に定められた東北新幹線に係る工事実施計画による東京起点から軌道中心線に沿って八戸側に 500m ごとに軌道中心線から 300m の線に囲まれた区域で岩手県内にあるものをいう。
- 2 「住居等」とは、人が居住して日常生活に用いる家屋等の場所をいう。
- 3 沿線区域のうち、トンネルの出入口から中央部方向へ 150m 以上奥の地域及び河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項に定める河川区域は、当てはまる区域から除く。

(3) 規制基準

特定工場や自動車騒音等の規制基準は、以下のとおりです。

①特定工場等及び騒音特定工場等の規制基準

(昭和 43 年厚農通運告示第 1 号)

(昭和 48 年県告示第 423 号 平成 14 年第 306 号)

区域の区分	あてはめ地域	基準値(単位:デシベル)				
		6 (朝)	8 (昼間)	18 (夕)	22 (夜間)	6
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域、	45	50	45	40	
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	50	55	50	45	
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	50	
第 4 種区域	工業地域	65	70	65	55 ※1	

※1 一関市東山町にあつては 60 デシベル

備考 下記施設敷地の周囲 50m 区域内は、同表の各欄(第 1 種区域は除く)の値から 5 デシベルを減じた値とする。

- 1 学校教育法第 1 条に規定する学校
- 2 児童福祉法第 7 条に規定する保育所
- 3 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設
- 4 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
- 5 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
- 6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

②特定建設作業の規制基準

(昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)

(1号基準) 騒音基準	(2号基準) 作業禁止時間		(3号基準) ※1日の作業限度時間		(4号基準) 連続作業 限度期間	(5号基準) 作業禁止日
85 デシベル	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	6日	日曜日その他の の休日
	午後7時から 翌日の午前7 時まで	午後10時か ら翌日の午 前6時まで	10時間	14時間		

- (注) 1 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
 2 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告または命令できる。
 3 2号基準から5号基準については、災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではないこと。

○区域の区分

(昭和 48 年県告示 424 号)

第1号区域	指定地域のうち、次の区域とする。 (1) 第1種区域 (第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域) (2) 第2種区域 (第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域) (3) 第3種区域 (近隣商業地域、商業地域及び準工業地域) (4) 第4種区域 (工業地域) に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、 特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m 区域内
第2号区域	指定区域のうち上に掲げる区域以外の区域

③自動車騒音の限度 (要請基準)

(平成 12 年総理府令第 15 号)

	地 域 類 型		基 準 値	
	あてはめ地域	地域の区分	昼間 (午前 6 時 から午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～ 翌日の午前 6 時)
a 区域	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	1車線	65 デシベル以下	55 デシベル以下
		2車線以上	70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 区域	主として住居の用に供される地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	1車線	65 デシベル以下	55 デシベル以下
		2車線以上	75 デシベル以下	70 デシベル以下
c 区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の 用に供される地域 近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	車線を有する道路	75 デシベル以下	70 デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道、一般国道 県道、4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路 の端から 15m	75 デシベル以下	70 デシベル以下
2車線を越える道 路の端から 20m		※ 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準 (昼間にあっては 45 デシベル以下 夜間にあっては 40 デシベル以下) によることができる。		

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(4) 施設等

①特定施設

規制地域において次表に掲げる特定施設を有する工場・事業場は特定工場等となり、騒音規制法により市長への届出が必要となる。

番号	施設名		規模等
1	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものであること。
		ロ 製管機械	
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものであること。
		ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものであること。
		ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のものであること。
		ト 鍛造機	
		チ ワイヤフォーミングマシン	
		リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
		ヌ タンブラー	
	ル 切断機	といしを用いるものであること。	
2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が7.5kW以上のものであること。
3	土石用または鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		
4	織機		原動機を用いるものであること。
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものであること。
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のものであること。
6	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものであること。
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー	
		ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25kW以上のものであること。
		ハ 碎木機	
		ニ 帯のこ機	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものであること。
		ホ 丸のこ機	
	ヘ かなな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のものであること。	
8	抄紙機		
9	印刷機械		原動機を用いるものであること。
10	合成樹脂用射出成形機		
11	鋳造型機		ジョルト式のものであること。

②騒音発生建設

規制地域において特定施設以外に次表に掲げる騒音発生施設を有する工場・事業場は、騒音特定工場等となり、県条例により市長への届出が必要となる。

番号	施設名		規模
1	金属加工用の旋盤（ベルト駆動式のものであること。）		すべてのもの。
2	空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 3.75kW 以上 7.5kW 未満であること。
3	コンクリート製品製造用のコンクリートプラント		気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 未満であること。
4	木材加工機械	チッパー	原動機の定格出力が 2.25kW 未満であること。
		製材用帯のご盤及び丸のご盤	原動機の定格出力が 7.5kW 以上 15kW 未満であること。
		木工用帯のご盤及び丸のご盤	原動機の定格出力が 1.5kW 以上 2.25kW 未満であること。
		かんな盤	
5	冷凍機		原動機の定格出力が 3.75kW 以上であること。
6	冷却塔		原動機の定格出力が 0.75kW 以上であること。
7	バーナー		燃料の消費能力が 1 時間当たり 50ℓ以上であること。

備考 冷凍機は空調装置を含む。

③特定建設作業

規制地域において次表に掲げる特定建設作業は、法により届出が必要になる。

ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜き機またはくい打くい抜き機（圧入式くい打くい抜き機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業は除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）またはアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

5 振動に係る環境基準

振動規制については、振動規制法に基づいて規制地域が指定されています。

規制地域では、特定工場及び特定建設作業から発生する振動を規制するとともに、規制基準を超えるものについては、改善勧告、改善命令等の行政措置を行うこととされています。

また、規制地域の指定により、指定地域内における道路交通振動が法に定める限度(要請基準)を超え、生活環境に著しい影響を及ぼすと認められる場合には、道路管理者に対して道路改修等を要請することができるほか、公安委員会に対して道路交通法に基づく措置をとるよう要請できることとなっています。

(1) 規制基準

①特定工場等の規制基準

(昭和53年県告示第335号)

	区域の区分		要請基準値	
	あてはめ地域		昼間	夜間
			午前7時～午後8時	午後8時～翌日午前7時
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域		60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		65デシベル以下	60デシベル以下

備考 1 区域の区分は、原則として都市計画法第8条第1項第1号の用途区域の区分による。

2 下記施設敷地の周囲50m区域内は、同表の各欄の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
- (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設
- (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

②特定建設作業の規制基準

(施行規則第11条)

(1号基準) 振動基準	(2号基準) 作業禁止時間		(3号基準) ※1日の作業限度時間		(4号基準) 連続作業 限度期間	(5号基準) 作業禁止日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
75デシベル	午後7時から 翌日の午前7 時まで	午後10時か ら翌日の午 前6時まで	10時間	14時間	6日	日曜日 その他の休日

(注) 1 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2 75dbを超える大きさの振動を発生する場合に改善勧告または命令を行うにあたり、1日の作業時間を※欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

3 災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではない。

○区域の区分

第1号区域	指定地域のうち、次の区域とする。 (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 (2) 第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 (3) 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 (4) 工業地域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地、幼保連携型認定こども園の周囲80m区域内
第2号区域	指定区域のうち上に掲げる区域以外の区域

③道路交通振動の限度（要請基準）

（施行規則第12条）

	区域の区分 あてはめ地域	基準値	
		昼間	夜間
		午前7時～午後8時	午後8時～翌日の午前7時
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

(2) 施設等

①特定施設

規制地域において次表に掲げる特定施設を有する工場・事業場は、特定工場となり、振動規制法により市長への届出が必要である。

番号	施設名	規模
1	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
	ロ 機械プレス	
	ハ セン断機	原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。
	ニ 鍛造機	
	ホ ワイヤフォーマーマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
3	土石用または鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
4	織機	原動機を用いるものに限る。
5	(1) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。
	(2) コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る
6	イ ドラムバーカー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。
8	ゴム練用または合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

②特定建設作業

規制地域において次表に掲げる特定建設作業は、法により届出が必要になる。

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（*）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（*）

（*） 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

6 民間団体の水質保全活動

地域	実施団体等	事業名	実施日	主な内容	参加人数
一関	吸川をきれいに する会	吸川ホタル探検会	6月24日	ホタルの観察	15人
		吸川探検隊	9月17日	吸川の水生生物調査	22人
	久保川イーハ トープ自然再 生協議会	侵略的外来種の防 除作業	4～12月	動物種(ウシガエル、アメリカザリガニ、オ オクチバスなど)の防除 外来植物(セイタカアワダチソウなど)の抜 き取り作業	
		生物相モニタリン グ調査	通年	主に昆虫類、植物類、鳥類の生息調査	
	耕作放棄地のビオ トープ化	4～12月	ササ・ススキの刈り払い、休耕田における ハノキ類・ヤナギ類の間伐及びヨシ原の 整備		
千厩	千厩川にサケ を呼ぶ会	サケ移動大作戦	11月12日	水生生物たちが川を遡上できる「魚 道」の整備が実現できるよう、通称色 の御膳下流でサケを捕獲、上流への放 流を行う。	50人
	千厩川をきれ いにする会	サケの稚魚放流	2月8日	河川の水質保全に対する住民意識の高 揚を図るため、サケの稚魚を放流し啓発 活動を行う。	100人
	弓手川結いネ ットワーク	千厩川元気再生大 作戦	5月8日	命の水「千厩川」を自分たちの手でホタル の飛び交うきれいな川にする。	100人
川崎	弓手川結いネ ットワーク	千厩川元気再生大 作戦	6月5日	千厩川下流域で空き缶などのごみ拾 い	100人
	NPO 法人 北上川サポー ト協会	北上川クリーン大 作戦	5月1日 10月30日	船を利用して北上川のごみ拾い	33人 25人

※この他にも各地域において、自治会や環境団体等による河川清掃などの取り組みが行われています。

7 森林愛護団体の取り組み

地域	団体名	実施日	主な事業内容	参加人数
花泉	永井小学校 森林愛護少年団	4月15日	ブロッコリーの植え付け	15人
		5月15日	早朝環境整備作業	57人
		5月24日	田植え	228人
		6月	花壇整備、花の苗の定植	116人
		6月17日	ブロッコリーの収穫と販売	24人
		8月27日	高倉山環境整備作業（紅梅の下草刈及び追肥） ：会場 高倉山広場	33人
		9月10日	早朝環境整備作業	54人
		10月5日	稲刈り	181人
		11月	サツマイモの収穫	41人
		11月19日	収穫祭	69人
		12月9日	餅米の販売	29人
花泉	金沢自然愛 護少年団	4月21日	金沢自然愛護少年団結団式	62人
		4月～10月	緑化活動（学年花壇・学園農園の作業）	117人
		6月21・22日	集団宿泊学習（沢登り体験、野外炊飯）	20人
		7月24日	刈生沢の滝自然探索	103人
		11月2日	公共施設清掃	117人
		11月9日	森林教室	24人
		11月18日	森林作業体験学習：会場 花泉町金沢地内	62人
大東	興田自然愛 護少年団	4月14日	自然愛護少年団結団式	62人
		4月23日	自然愛護少年団育成会総会	124人
		4月24日	クリーン作戦（ごみ拾い、道路清掃）	114人
		6月15日	学校花壇の球根掘り作業	19人
		7月28日	岩手県緑の少年団岩手県大会参加 ：会場 八幡平市「岩手県民の森」	27人
		9月10日	一関地方育樹祭参加	25人
		11月9日	環境ボランティアとの共同作業（花壇整備）	19人
千厩	磐清水自然 愛護少年団	5月31日	さつまいも苗植え	40人
		6月12日	花の苗植え作業	40人
		6～10月	さつまいもの世話・花壇整備	40人
		9月	山火事防止ポスター作成	15人
		10月31日	さつまいもほり	40人
		11月17日	感謝祭	40人
	奥玉森林愛 護少年団	4月20日	森林愛護少年団育成会総会・結団式	82人
		4月24日	飛ヶ森キャンプ場開き参加 会場 飛ヶ森キャンプ場	42人
		7月5日	桜植樹体験	41人
千厩	小梨自然愛 護少年団	5月27日	学校農園整備	40人
		6月5日	黄金山キャンプ場開き参加（式典参加、黄金山トレッキング）：会場 黄金山キャンプ場	16人
		10月27日	学校農園（収穫）	41人

地域	団体名	実施日	主な事業内容	参加人数
東山	東山森林愛 護少年団	5月2日	森林愛護少年団結団式	41人
		9月18日	森林学習会	40人
室根	室根山自然 愛護少年団	4月8日	室根山自然愛護少年団結団式	100人
		4月10日	室根山山開きへの参加	24人
		7月28日	岩手県緑の少年団大会参加： 会場 八幡平市「岩手県民の森」	22人
		7月26日	室根山クリーン作戦	22人
	通年	学校花壇の世話	119人	
	室根西自然 愛護少年団	4月19日	室根山山開きへの参加	14人
4月20日		育成会総会	105人	
6月5日		森は海の恋人植樹祭への参加	33人	
9月		環境保全活動（プールへのEM菌投入）	122人	
11月～3月	鮭の観察、稚魚放流	33人		
川崎	川崎自然愛 護少年団	4月18日	畑地整備、野菜苗植え	55人
		4月26日	お花見	79人
		5月9日	環境整備作業	79人
		6月21日	水質調査（加妻川水生生物調査）	18人
		6月29日	学校花壇の整備（整地作業、花苗植え）	10人
		9月4日	学校花壇の除草	10人
		11月16日	学校花壇の整備	18人

資料：農地林務課

8 市・民間団体の環境教育事業の取り組み

実施団体等	事業名	実施日	主な内容	参加人数
スポーツ振興課（一般社団法人一関市体育協会）	第51回一関地域早起歩く会	10月10日	健康増進・体力づくりのきっかけとして、体育の日に3km程度の「歩く」運動をする。その際ゴミ拾い活動も同時に実施する。	1,226人
商業観光課	ゆっくりひとめぐり栗駒山麓連絡会議	8月11日	栗駒山の恩恵に感謝するとともに、豊かな自然に親しみながら、登山道及びその周辺の清掃を行う。	27人
中里まちづくり協議会（中里市民センター）	遊水地堤防桜補植事業	6月5日	中里地区内の遊水地堤防に植樹された桜木のうち、枯れた分を補植した。	43人
	ホテルの里づくり事業「育成環境勉強会」	6月18日	ホテルが多数生息できる環境を目指し、生息環境の条件等の勉強を行った。	11人
	ホテルの里づくり事業「育成環境調査・環境整備」	7月9日	ホテルが多数生息できる環境を目指し、生息環境の調査及び草刈り・枝払い等の環境整備を行った。	16人
	クリーン中里旧中里中学校環境整備事業	7月31日	平成26年度で閉校された旧中里中学校グラウンド及び校舎周辺に繁茂した雑草の除去を行った。	120人
	クリーン中里「ゴミゼロ運動」	9月25日	国体の開催会場周辺や道路上に散乱するごみの収集を行った。	76人
	中里大学一般教養講座「環境問題について」	7月21日	従来日本には無い外来植物の危険性を勉強し、環境保全の知識を習得した。	57人
	外来植物「セイタカアワダチソウ」撲滅事業	10月2日	従来の環境に害を及ぼす外来植物「セイタカアワダチソウ」の繁殖を防止するため、地域をあげて駆除作業を行った。	184人
狐禅寺市民センター	リサイクルプラザ見学	5月17日	親子でごみの分別について学ぶ	30人
	親子活動「植樹ボランティア」	6月5日	ひこばえの森で開催される植樹祭に参加し、親子で植樹を行う。	13人
萩荘市民センター	萩荘長寿大学環境講演会	10月28日	緑のふるさと協力隊の活動から	20人
萩荘地区青少年健全育成推進協議会	水辺の楽校環境整備	7月2日	草刈作業	80人
弥栄市民センター	春の高山植物観察会	6月28日	雄大な自然の中での生態を観察しながら、環境保全意識の高揚を図る。	8人
	秋の高山植物観察会	9月27日	雄大な自然の中での生態を観察しながら、環境保全意識の高揚を図る。	5人

	実施団体等	事業名	実施日	主な内容	参加人数
	厳美幼稚園	花いっぱい運動参加	6月6日	花苗植え	
花泉地域	老松市民センター	学びの土曜塾「ほたるの観察会」	6月25日	ほたるの観察を通じて地域の自然環境に触れる	28人
	老松みどりの郷協議会	ごみの分別学習会	6月28日	ごみの分別方法、ごみの減量化についての学習会	33人
	花泉小学校駅前集落PTA	美化運動(集落内のごみ拾い)等	4月24日	金流川の天神橋から老松橋間堤防ごみ拾いを行った	30人
	花泉小学校中村集落PTA	美化運動(集落内のごみ拾い)等	6月5日	下中村コミュニティーセンター周辺の道路脇のごみ拾いを行った	90人
	花泉小学校清水集落PTA	美化運動(集落内のごみ拾い)等	6月11日	駒場・清水原方面→花泉市民センター、清水の町→花泉市民センター、馬場・上在郷方面→花泉市民センターの3コースに分かれてごみ拾いを行った	40人
	花泉小学校奈良坂集落PTA	美化運動(集落内のごみ拾い)等	6月12日	奈良坂改善センター周辺 ごみ拾い	27人
	花泉中学校花泉地区PTA	美化運動(集落内のごみ拾い)等	9月4日	花泉市民センターから、日本スカーフ、こ線橋、宝泉寺入口までの道路清掃(ごみ拾い)を行った	17人
	花泉小学校金森集落PTA	美化運動(集落内のごみ拾い)等	10月9日	花泉小学校周辺を2つ(花泉保育園から中金森と、さくら園方面から下金森周辺)のルートに分かれてごみ拾いを行った	34人
	花泉中学校駅前地区PTA	美化運動(集落内のごみ拾い)等	10月30日	花泉駅→袋通り→老松橋→天神橋→花泉駅 ごみ拾い	20人
	花泉町道路河川愛護会	道路・河川愛護事業	6月4日 7月2日 8月6日	道路・河川の清掃活動	
大東地域	大東地域6市民センター合同事業	学びの土曜塾夏休み編	7月26日 7月29日	川の水質調査を行い、水辺環境について考える	36人
	猿沢市民センターほか	川あそび教室	8月7日	川あそび体験を通じて、少年少女の健全育成を図る	44人
	浜民婦人会	資源回収	4月8日 9月1日 12月7日	婦人会員による資源回収(新聞、雑誌、段ボール、空き缶等)	各回約15人

	実施団体等	事業名	実施日	主な内容	参加人数
大東地域	渋民市民センター 各自治会	環境整備作業	6月5日 8月28日	各自治会の協力による渋民市民センター周辺・渋民農村公園の草刈作業	各回 約30人
	渋民婦人会 JAいわて平泉女性部 渋民支部	環境美化活動	5～9月	婦人会、JA女性部渋民支部の協力による渋民市民センター周辺の草取り・清掃活動（計5回）	各回 約15人
	曾慶市民センター	ホテル観賞会「蛍を見つけに行こう！」	7月2日	曾慶川でのホテルの観賞、紙芝居&ぬり絵	40人
	曾慶婦人会	曾慶婦人会資源回収	4月24日 8月28日 11月20日	婦人会員による資源回収（新聞紙、広告、雑誌、段ボール、空き缶、牛乳パック、ビール瓶）	各回約 30人
千厩地域	千厩市民センター、小梨自治振興協議会、千厩地区まちづくり協議会	平成28年度いちのせき元気な地域づくり事業	4～9月	いわて国体開催にあたり千厩体育館・小梨体育館周辺を花々で飾り選手観客へのおもてなしの心を示す （苗の栽培計画～苗植え・プランター作業）	50人
	奥玉愛林公益会	秋季美化清掃・環境パトロール	9～10月	住みよいまちづくり	
		どんぐりの森づくり大作戦	10月31日	CO2を削減し、豊かな千厩川を後世に残すため千厩川源流域にクヌギを植林する。	100人
	千厩川にサケを呼ぶ会	サケ移動大作戦	11月12日	水生生物たちが川を遡上できる「魚道」の整備が実現できるよう、通称色の御膳下流でサケを捕獲、上流への放流を行う。	50人
	千厩川をきれいにする会・一関市	サケの稚魚放流	2月8日	河川の水質保全に対する住民意識の高揚を図るため、サケの稚魚を放流し啓発活動を行う。	100人
弓手川結いネットワーク	千厩川元気再生大作戦	5月8日	命の水「千厩川」を自分たちの手でホテルの飛び交うきれいな川にする。	100人	
室根地域	青年ふれあい塾	エコキャップ回収事業	年間	通年を通してペットボトルキャップを回収後、仙台の業者に持込売却し、NPO法人「世界のこども」へワクチンとして寄付	
川崎	川崎町子ども会育成会連合会	川の楽校	7月30日	砂鉄川の水生生物調査	27人
			8月12日	廃材牛乳パックを使った工作	38人

	実施団体等	事業名	実施日	主な内容	参加人数
川 崎 地 域	川崎図書館	水からのおくりもの ～自然と暮らそう～	7月20日 ～ 8月24日	音楽水車の展示・イベントにあわせて、水や自然に関する本を展示	
	川崎図書館 川崎市民センター	一関市立川崎図書館に音楽水車がやってくる！	7月20日 ～ 7月30日	川崎市民センターロビーに音楽水車を展示するとともに、自然保護と自然エネルギーの循環、歯車のしくみについて解説。	
	音楽水車プロジェクト	音楽水車コンサート	7月30日	図書館司書による読み聞かせと、音楽水車プロジェクトチームによるコンサート（午前の部、午後の部）	373人

※この他にも各地域において、自治会や環境団体等による取り組みが行われています。

9 小中学校での環境に関する取り組み

(1) 小学校

学校名	実施時期	学年	事業名	主な内容
滝沢 小学校	4～5月	4～6年	EM菌によるプールの 浄化	米のとぎ汁にEM発酵液を混ぜて発酵させ、 プールに投入し、環境にやさしいプール清 掃を行う。
	4～11月	全学年	花や野菜等の栽培活動	花壇の世話や学級園の栽培活動
	5～3月	全学年	牛乳パックリサイクル 活動	給食の牛乳パックを製紙業者へ寄付する。
	6～10月	全学年	クリーン作戦	月1回、集団登校をしながら通学路の清掃 奉仕を行う。
弥栄 小学校	通年	全学年	リサイクル活動	給食で飲み終わった牛乳パックを洗浄、乾 燥させ、福祉作業所（さくら園）へ引き渡 す。
	通年	全学年	プラゴミの分類	プラゴミを別に分類し、資源ゴミとして出 している。
	5・11月	4年生中心	EM発酵液作り	米のとぎ汁からEM発酵液を作り、それを プールに投入し、EMによる浄化を調べ る。
	5月	全学年	プール清掃	合成洗剤を使用しないプール掃除を実施 している。
	5～11月	全学年	花壇整備・野菜作り	球根掘り、花苗・野菜苗植え、種まき、草 取り、水やり、観察、収穫体験をする。
	5月	全学年	P T A草刈り作業	保護者とともに校舎周辺の草刈り、草取り 作業に参加する。
	6月	4年	脇田郷浄水場見学	市内の水源や水道の仕組みについて学習 する。
	6・11月	全学年	クリーンアップ運動	縦割り班ごとに学校周辺のゴミ拾いをす る。
	9月	4年	水生生物調査	県南広域振興局の方を講師に招き、学区の 北沢川の水生生物調査をする。
	9月	4年	清掃センター見学	可燃物や不燃物、資源ゴミ等の処理の仕組 みについて学習する。
	9月	全学年	P T A窓ふき作業	保護者とともに校内の窓ふき作業に参加 する。
11月	4年	「地球温暖化を防ごう 隊」の取り組み	節電に心がける、使わないコンセントは抜 く等の取り組みをする。	
萩荘 小学校	12～2月	1・2年	サケの稚魚放流	12月に漁協から卵を預かり校内で育てた 後、2月に久保川に放流する。
巖美 小学校	5月	全学年	溪畔清掃	巖美溪の清掃活動
	11月	6年	巣箱清掃	巖美溪の巣箱清掃活動

学校名	実施時期	学年	事業名	主な内容
本寺 小学校	5～10月	全学年	学校農園	縦割り班でサツマイモなどの植付け
	6～8月	全学年	花壇経営	学校花壇への苗植え、縦割り班での草取り
	8月	全学年	廃品回収	PTA活動としての廃品回収
舞川 小学校	4・10月	3～6年	EM菌発酵液の投入によるプール汚水の浄化活動	米のとぎ汁でEM発酵液を作り、プールに投入する
	5～10月	全学年	環境美化	校庭や歩道等、学校周囲の草取り
	5～10月	全学年	野菜作り	種まき・苗植え、草取り・水やり、観察、収穫、畑の後片付け
	5～10月	全学年	花壇作り	球根掘り、花の苗植え、草土地、球根上、花壇の後片付け
	8月	全学年 PTA	資源回収	アルミ缶、古新聞、ビン等の回収
	3～6月	3年	食糧生産活動	ブロッコリー栽培
油島 小学校	通年	全学年	リサイクル活動	牛乳パック（給食時）、アルミ缶の回収
	5～11月	全学年	環境美化活動	校庭の草取り
	6～11月	全学年	環境美化活動	花壇への花苗植え
	6～2月	全学年	環境美化活動	プール清掃（6月） 学期末大掃除（7、12、2月）
花泉 小学校	通年	全学年	リサイクル活動	アルミ缶回収
老松 小学校	5～10月	全学年	野菜作り	畝作り、種まき、除草、収穫
	5～10月	全学年	全校田植え	田植え、除草、稲刈り
	6月	PTA	リサイクル活動	資源回収
	6～11月	全学年	学校花壇作り	学級花壇への植付け
金沢 小学校	7月	全学年	緑化活動	花の苗植え作業（花壇、プランター）
	7月	4・5年	自然探索（刈生沢地区）	フィールドビンゴ
	11月	全学年	全校奉仕活動	学校周辺の施設・設備等の掃除
	11月	4年	森林教室	森林の役割等についての学習（講師：一関農林センター指導員）
	11月	4～6年	森林作業体験	植樹

学校名	実施時期	学年	事業名	主な内容
大原 小学校	5～11月	全学年	花壇作り、野菜作り	花苗・野菜苗植え、花壇・農園の草取り、収穫作業、畑の整地作業
	6月	全学年	プール清掃	プール清掃
	11月	4年	浄水場見学	浄水施設の見学
大東 小学校	5～10月	5年	米作り体験	田植え、稲刈り、脱穀体験
	6月	全学年	資源回収	新聞、古雑誌、空き缶、段ボールなどの回収（PTAと合同）
	6月	3年	水生生物調査	河川の水生生物の観察、水質調査
	9月	4年	浄水場見学	浄水施設の見学
	9月	4年	清掃センター見学	焼却施設、リサイクルセンターの見学
興田 小学校	5・11月	全学年	EMによるプール水浄化活動	環境委員会によるEM作り及びプール投入
	5～10月	4年	りんご栽培体験	花摘み、摘果、葉摘み、玉回し、収穫
	5～11月	全学年	野菜作り	苗植え、草取り、水やり、観察、収穫、畑の後始末
	6～8月	3年	興田川を調べよう	川遊び、水生生物調査
	6～11月	4年	花壇の整備	環境ボランティアの方々と、チューリップの球根の植え換え、草取り
	7月	6年	緑の少年団岩手県大会（岩手町）	記念植樹、森林オリエンテーション
	10月	5年	一関地方植樹祭（東山唐梅館公園）	記念植樹、自然と親しむレクリエーション
	2月	1～3年	サケの稚魚放流	養殖された稚魚を、興田川に放流
猿沢 小学校	通年	4年	地球温暖化を防ごう隊	地球温暖化、環境問題についての学習活動、家庭での省エネの取り組み
	4～6月	委員会	EM発酵液作り	EM発酵液作り、米のとぎ汁の呼びかけ、EM発酵液をプールへ投入
	5～10月	全学年	栽培活動	学級ごとの収穫祭
	9月	4年	水生生物調査	猿沢川の水生生物調査（計1回）
	9～11月	4年	EM発酵液作り	EMについての学習会、発酵液作り、EM発酵液をプールへ投入
小梨 小学校	6月	5・6年	黄金山キャンプ場場開き	黄金山キャンプ場のゴミ拾い
	5～9月	全学年	野菜・花作り	学校花壇で野菜や花を育て、観察や収穫を行う。

学校名	実施時期	学年	事業名	主な内容
小梨 小学校	5～10月	全学年	サツマイモ栽培	学校菜園に苗を植え、収穫して収穫祭を行う。
	5～11月	5年	稲作	JAの協力をいただき、バケツ稲を育て、収穫する。
	9月	4年	清掃センター見学	施設を見学し、自分たちの出したごみの行く末について知る。
清田 小学校	5～10月	全学年	花壇整備	花壇整地作業、苗植え、水やり、後始末
	8月	全学年 PTA	資源回収	古新聞、古雑誌、空き缶、空きビンの回収
奥玉 小学校	9～10月	全学年	リサイクル活動	空き缶、古紙等の回収
磐清水 小学校	6月	全学年	学校環境整備作業	学校周辺の草刈りと花壇の苗植え
	9月	全学年	缶トリーロード	通学路のゴミ拾い
東山 小学校	通年	2年	資源の再利用	裏紙や牛乳パック等の再活用
	通年	1～5年 委員会	環境整備・美化	学校花壇、学級花壇の草取り、植物の栽培、落ち葉掃き、雪かき
	6月	全学年	環境問題の啓発	図書室書架に環境問題に関するコーナーを設置
	9月	5年	(家庭科)「片づけよう身の回りの物」	物を生かす工夫(3Rについて学習)
	9月	6年	(国語)「未来がよりよくなるために」	環境問題に関する調査、意見文の作成
	9月	4年	(社会・総合)リサイクル活動	学校や地域、家庭でのリサイクル活動の実践
	10月	3年	(理科)太陽光についての学習	太陽光による調理の紹介
	10月	3年	(社会)スーパーマーケットについての学習	店舗でのリサイクル活動について学習
	10月	4年	(総合)森林愛護	育樹祭への参加
	10月	4年	(社会・総合)節水	学校、家庭での節水活動、啓発ポスターの作成
	11月	1年	(図工)空き箱で遊ぼう	家庭で不要となったものを再利用しての工作活動
	11月	5年	(総合)セメント工場見学	ごみの有効利用についての学習
	11月	5年	(社会)これからの工業生産	環境にやさしい取り組みについて学習
11月	5年	(理科)「流れる水のはたらき」	災害を防ぐだけでなく、生き物が住みやすいように工夫した川が増えていることの紹介	

学校名	実施時期	学年	事業名	主な内容
室根東 小学校	4～9月	全学年	緑の少年団活動	室根高原クリーン作戦（室根山のゴミ拾い）、県緑の少年団大会参加、室根山自然体験学習
	5～10月	全学年	環境整備	朝の石拾い、草取り活動
	5～10月	全学年	学級園の活動	野菜や花の栽培、観察、収穫
	5～10月	5年	米作り体験学習	バケツ稲体験学習
	6～10月	全学年	マイフラワー活動	花壇の勤労体験学習
	6月	全学年	プール清掃	プール清掃・草取り（学団ごと）
	9月	4年	浄水場見学	脇田郷浄水場の見学
	9～12月	4年	地球温暖化を防ごう隊	家庭での節電、節水、エコバッグ持参等
	11～1月	全学年	ニチバン巻芯ECOプロジェクト	環境委員会を中心にテープの巻芯を集めてニチバンに送り、地球を守る活動につなげる
室根西 小学校	5～10月	全学年	学級農園活動	学級農園に作物を植えて、育てて、収穫する。
	6月	4～6年	プール掃除	EMをプールに投入して、メインプールとサブプールを掃除する。
	8月	全学年 P T A	資源回収	新聞、雑誌、段ボール等の回収
	8月	4年	河川調査	津谷川の河川調査
	2月	4年	鮭の放流	鮭の稚魚を短期間育て、放流する。
川崎 小学校	通年	全学年	リサイクル活動	ペットボトルキャップ回収
	5月	4～6年	プール清掃	プール清掃
	5～10月	1年	アサガオ栽培	種まき、水やり、観察、種取り
	5～10月	2年	ミニトマト栽培	苗植え、水やり、観察、収穫
	5～10月	4年	へちま栽培	苗植え、水やり、草取り、観察、収穫
	5～10月	1・2・6年 特別支援学級	野菜作り	苗植え、水やり、草取り、観察、収穫、畑の後始末
	5・10月	3年	リンゴ摘花作業、収穫作業	摘花・収穫の体験学習
	5・10月	5年	門崎メダカ米 実習田 体験学習	田植え・稲刈りの体験学習と、黒メダカ生息保護活動の学習
	6月	4年	河川調査	水質調査、水生生物調査

学校名	実施時期	学年	事業名	主な内容
川崎 小学校	7月	3年	ホテルの学習会	ホテルの生息、種類についての学習
	9月	4年	浄水場見学	施設見学
	9月	4年	清掃センター、リサイクルプラザ見学	施設見学
	9月	3年	モクズガニ観察	官紅カニハウスのモクズガニ観察
藤沢 小学校	通年	環境委員会	学校をきれいにしよう	中庭掃除、草取り、花壇の植物の世話
	4～10月	5年	米作り体験	田植え、稲刈り、収穫
	6月	全学年	プール清掃	草取り、プール清掃
	9月	全学年 P T A	資源回収	びん、空き缶、古紙回収
	9月	4年	浄水場見学	施設見学
新沼 小学校	5～10月	全学年	花壇の整備	球根の掘り上げ、植え付け、苗植え、水やり、草取り
	5～10月	全学年	学校農園の整備	畝作り、苗植え、水やり、草取り
	7・10月	4～6年	リサイクル活動（資源回収）	地区ごとに、P T Aを中心として、資源を分別して回収する。
黄海 小学校	通年	全学年	リサイクル活動	ペットボトルのキャップ回収
	5～11月	全学年	花壇作り	球根掘り、花苗植え、花壇整理
	5～11月	全学年	農園作り	さつまいも等の栽培
	6月	全学年	プール清掃	草取り、プール清掃
	4～11月	5年	米作り	田植え、観察、稲刈り、収穫祭

(2) 中学校

学校名	実施時期	学年	事業名	主な内容
磐井 中学校	6月	全学年	環境関連図書の展示	図書室に環境関連図書の展示コーナーを設置
一関東 中学校	通年	全学年	リサイクル活動	空き缶、牛乳パック等の回収
	7月	全学年	資源回収作業	生徒会主催による資源回収作業を実施
桜町 中学校	9月	情報科学部	河川の水質調査	吸川の水質調査
萩荘 中学校	通年	全学年	資源回収	空き缶、牛乳パック、段ボール、新聞紙、雑誌、ペットボトルの回収
	10月末	全学年	資源回収	空き缶、牛乳パック、段ボール、新聞紙、雑誌、ペットボトルの回収（1日）

学校名	実施時期	学年	事業名	主な内容
巖美 中学校	通年	全学年	資源回収	生徒会活動として、紙類、段ボール、缶、ペットボトルの回収
	8～9月	3学年	水生生物調査	磐井川支流(夏梨付近)の水生生物を調査
	12月	全学年	溪畔清掃	巖美溪のゴミ拾い
本寺 中学校	6～10月	全学年	花壇整備	苗植え、水やり、除草作業など
	8月	全学年	資源回収	P T A行事、小中合同P T Aにより空き缶、空き瓶、新聞紙、段ボールなどを回収
	8月	全学年	環境整備作業	P T A行事、校庭やその周辺の草刈・草取り
舞川 中学校	5・9月	全学年	530(ゴミゼロ)運動	生徒会のボランティア活動として、学区内の通学路、主要道路のゴミ拾いを行う。
	5・9月	全学年	環境整備作業	P T Aと合同で校地内の整備作業を行う。
	8月	全学年	資源回収作業	小中学校のP T Aと合同で、学区内全戸を対象とした資源回収を行う。
花泉 中学校	通年	全学年	エコキャップ回収活動	エコキャップの回収
	通年	全学年	プルタブ回収活動	プルタブの回収活動
	通年	全学年	古切手回収活動	古切手の回収活動
	通年	全学年	書き損じはがき回収活動	書き損じはがきの回収活動
	5月	1年 PTA	草取り作業	校庭等の草取り
	5・6・11月	PTA	花壇整備作業	花壇の花苗植え
	7月	全学年	地区奉仕活動	地区ごとに道路のゴミ拾いやコミュニティーセンターの清掃など
	9月	3年	栽培体験	大根作り
	10月	2年 PTA	草取り作業	校庭等の草取り
大原 中学校	5・9月	全学年	P T A環境整備作業	校舎周辺の草刈り
	6～8月	生徒会	アサガオの栽培	生徒会執行部と希望者が他校との交流で譲り受けたアサガオを栽培
	7月	全学年	P T A資源回収	地区ごとに資源回収を実施
	7・12月	全学年	地区奉仕活動	夏休みを利用し地区ごとに奉仕作業を計画し実施(清掃・ゴミ拾い)

学校名	実施時期	学年	事業名	主な内容
大東 中学校	通年	全学年	生徒会による節電・節水の呼びかけ	全校の節水や節電を呼びかけ
	通年	全学年	ごみの分別	一般ごみとペットボトルの分別回収
	通年	全学年	書き損じハガキ集め	書き損じハガキの収集
	通年	全学年	古紙回収	古紙を分別回収
	5～10月	外清掃当番	花壇の手入れ	花壇の草取りや水やりを随時実施
千厩 中学校	通年	全学年	リサイクル活動	新聞紙、雑誌、古紙等の回収、書き損じはがきの収集
	通年	整備委員会	紙の分別	リサイクルできる紙の分別
	7・8月	全学年	地区奉仕活動	夏休み期間を利用し地区ごとに奉仕作業を計画、実施(清掃や草刈りなど)
	9月	全学年	環境整備作業	PTAと全校生徒で学校内外の環境整備作業窓拭き、校内清掃、草刈りなど
	10月	3年	植樹	NPO法人どんぐり協会の支援を受け、毎年3年生が記念植樹を実施している。
東山 中学校	8月	全学年	資源物回収	地区PTAと連携しての空き缶、空き瓶等の回収
室根 中学校	通年	全学年	花壇作り	花壇整地、花苗植え、水やり、雑草取り
	6・9月	全学年	早朝環境整備作業	グラウンドや校舎周辺の草刈り及び整備(親子で)
川崎 中学校	通年	全学年	ボランティアの日	アルミ缶 古紙の回収(毎週水曜日)
	5月	全学年	クリーン作戦	地域内の道路脇の清掃活動
	6月	全学年	学級花壇整備作業	学級花壇の整備作業
	6月	全学年 PTA	PTA親子草刈り作業	校地内の環境整備活動
	7月	全学年	地区奉仕活動	地区生徒会活動としての地区集会場所等の清掃活動
	8月	全学年	PTA親子草刈り作業及び資源回収	校地内の環境整備活動及び資源回収
川崎 中学校	9月	全学年	学級花壇整備作業	学級花壇の整備作業
	11月	全学年	学級花壇後始末	学級花壇の整備作業
	12月	全学年	地区奉仕活動	地区生徒会活動としての地区集会場所等の清掃活動

資料：各小中学校

10 一関市環境基本条例

平成18年12月22日条例第79号

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条―第9条）
- 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第10条―第21条）
- 第4章 環境審議会（第22条―第28条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本的事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市、事業者及び市民のすべての者が自らの問題と

して認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に参画し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減、その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に参画し、及び協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境策定を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、事業者及び市民との協働の下に各種の施策相互の連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態を確保すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に配慮して適正に保全すること。
- (3) 優れた自然環境及び歴史的、社会的な環境その他快適な環境を保全するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用等を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。
- (5) 広域的な見地をもって環境の保全及び創造を推進するため、水系等により環境に関して密接なつながりを有する地域との積極的な連携及び協力に努めること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、一関市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向

- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、一関市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮するとともに、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の促進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制及び誘導措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施策の整備その他の適切な措置をとるように誘導し、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(協定の締結)

第13条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(公共的施設等の整備及び事業推進)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の推進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化に関する意識の向上)

第 16 条 市は、公共の場所の美観を損なう行為を防止するため、市民の環境美化に関する意識の向上を図るように努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興)

第 17 条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めることにより、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第 18 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境施策の推進に当たっては、民間団体等の参画及び協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に資するために必要な情報を適切に提供するものとする。

(調査の実施・監視等の体制の整備)

第 20 条 市は、環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境保全における相互協力)

第 21 条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(環境審議会)

第 22 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議させるため、一関市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 14 人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体等に属している者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 24 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 25 条 審議会に会長及び副会長を 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 26 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第 27 条 審議会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

(委任)

第 28 条 第 22 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

11 一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例

平成 19 年 3 月 22 日条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、たばこの吸い殻、空き缶等の散乱の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者の協働によるポイ捨て等のないきれいなまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 公共の場所 道路、河川、水路、公園、緑地、広場等の市民等が自由に利用し、又は出入りできる場所をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するもので容易に投棄され、又は散乱しうるものをいう。
- (5) 空き缶等 飲食物を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器その他これに類する物をいう。
- (7) ポイ捨て 吸い殻等又は空き缶等を持ち帰らず、これらを回収容器又はごみ箱等定められた場所以外に放置し、又は捨てることをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を実施し、きれいなまちづくりを推進するものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、吸い殻等及び空き缶等の散乱を防止するため、自ら生じさせた吸い殻等及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成させるため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、事業活動を実施するに当たって、きれいなまちづくりに十分な配慮及び措置を講じるとともに、従業員に対し意識の啓発に努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成させるため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第 6 条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所にポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬等のふんの放置禁止)

第 7 条 犬及び猫その他飼育を目的とした動物(以下「飼い犬等」という。)の飼い主は、当該飼い犬等が公共の場所においてふんを排泄した場合は、ふんを持ち帰る等適正な処理をし、当該飼い犬等のふんを放置してはならない。

(公共の場所の管理)

第8条 公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保持し、みだりにポイ捨てされないよう適正に管理するとともに、利用者への啓発等に努めなければならない。

(回収容器の設置等)

第9条 自動販売機を設置し、又はこれにより飲食物を販売する者は、当該自動販売機の付近に回収容器を設置する等、飲食物の容器の散乱の防止に努めなければならない。

(印刷物配布者の責務)

第10条 公共の場所において、ビラ、チラシ等の印刷物を配布し、又は配布させた者は、自らの責任において散乱した印刷物を処理する等、当該印刷物が公共の場所に散乱しないよう努めなければならない。

(措置命令)

第11条 市長は、第6条又は第7条の規定に違反した者に対し、ポイ捨てされた吸い殻等若しくは空き缶等又は放置された飼い犬等のふんを適正に処理するよう命ずることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

■発行 一関市 市民環境部 生活環境課
〒021-8501
岩手県一関市竹山町7番2号
TEL：0191-21-8341（直通）
FAX：0191-21-2101
<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>